

平成28年6月第2回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成28年6月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	醍 醐 文 一

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成28年6月3日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、全国市議会議長会表彰状の伝達を行います。

（丸山わき子議員、表彰状、記念品贈呈、拍手）

○丸山わき子君

本日は、誠にありがとうございました。くしくも、今議会、私は150回目の議会となります。今日もこうして賞状をいただいたわけですが、市民の皆さんのために一層尽力をしまいたい、この決意を新たにいたしました。今後ともどうぞよろしく願います。

○議長（加藤 弘君）

以上で伝達を終了します。

日程に入る前に報告します。

次に、本日の欠席の届出が湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。

まず冒頭、北海道の小学校2年生の子どもが1週間行方不明になっておりました。日本全体で大変心配しておりましたが、先ほど無事保護されたということを知りまして、大変安心しましたし、ほっと胸をなでおろしたところでございます。思いは議員各位、執行部の皆さんも同じではないかと思えます。こういったニュースを聞きましたので、大変うれしく思いながら、今日の私の6月議会の一般質問に早速入らせていただきます。どうぞ執行部におか

れましては、市発展のため前向きなご答弁をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、1、共生する街づくり～協働の街づくりについて、2、活力あふれる街づくり～市の花向日葵のサミットについてと市活性化に向けた現状の動きについてをお伺いするものでございます。

まず、共生する街づくり（1）協働の街づくりについてでございますけれども、実は一昨日、広報やちまた6月1日号がそれぞれの家庭に配布をされたと思っておりますけれども、自治会（区）加入呼びかけの記事がトップ面に掲載されておりました。その効果を大いに期待するところではございますけれども、そこで初めに、①区・自治会の直近の加入率についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

住民基本台帳における本市の総世帯数は、平成19年4月と平成28年4月の比較では、2千365世帯増加し、3万853世帯となっております。これは、本市において核家族化が進んでいることが主な原因と考えられております。

一方、区・自治会の加入率について、過去10年間の推移を見ますと、区への加入世帯数は2千148世帯減少し、1万5千194世帯となっており、加入率で比較すると平成19年には60.8パーセントあった加入率が、現在では49.2パーセントまで減少し、この10年間で11.6ポイント減少しております。区・自治会は、市民活動の核となる組織と捉えており、その組織の加入世帯が減少することは、活発な市民活動が行われにくい環境になっているものと認識しております。

街づくりは、行政のみで行うものではなく、市民活動と連携することで安全で安心して暮らせるまちになると考えております。今後は、行政といたしましても、積極的に区・自治会への加入促進の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○林 修三君

数字を聞いて驚きました。というのは、49.2パーセントになっているということは2人に1人入っていない、四捨五入すれば2人に1人ですが、2人に1人が入っていないというデータが出たわけでございます。この傾向はこの後も進むのではないかとと思いますが、それに関連したことで数字はまたお尋ねいたします。

実際にこの広報やちまたにも出していただきましたけれども、この間、区・自治会、非加入者の加入促進について、実際にどのような取り組み等をしておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（武井義行君）

今年度49パーセント台まで落ち込んでいるという状況の中で、市といたしましても、先ほど議員からお話がありましたように、広報やちまた等での呼びかけ等も行っております。また、八街市に転入されてきた方に対しまして、区加入へのお勧めという形で文書をお配り

したりとか、あと自治体によっては、独自にいろいろな取り組みをされているところもあるということでございます。

一例を紹介させていただきますと、1区の第3町内会等におきましては、町内会に加入しませんかというようなチラシを配ったりとか、そういったこともしていただいているようにございます。いずれにいたしましても、行政だけでなかなかこれは進められないということもありますので、やはり区の方と市民の方の皆さんと一緒に今後引き続き加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

じゃあ、部長に直接お尋ねしますが、この減少してきた、あるいはこれからも減少していくであろうその加入の実際の減少傾向の要因をどのようにおさえていますか。

○総務部長（武井義行君）

要因につきましては種々あると思います。先ほど市長の答弁の中に、核家族化が進んでいるということもございました。確かにこれが大きな一因だと思います。なぜ核家族化が進んでいるかというのも大変いろいろ難しい問題もあるのですが、日本の戦後の企業の発展によって、いろいろ企業が国内いろんなところに支店、営業所を設けたということで、実際に勤めていらっしゃる方がそういった形で転勤される機会が大変多くなったということ。

それから、産業構造の変化というのもあると思います。これまで1次産業というものが中心に行われてまいりました。ということで、その土地に対する愛着ですとかそういったものがかなりあったわけなんですけども、2次産業、3次産業ということが進むことによりまして、そういった土地に対する執着というか、ちょっと表現が申し訳ないですけども、そういったものが大分ちょっと低下してきているのではないかというのもあるのかと思います。

あと、家庭内におきましても、やはりプライバシーというものを今大変尊重されているということもあるんだと思います。

それともう一つ、家庭制度、家制度です。これは、これまで子どもができましたら、その長男が必ず家を継ぐというようなことが言われてまいりましたが、最近兄弟みな権利は同等だということで、必ずしも長男が家を継がないケースも多くなって、別に家を設けて出ていくというケースもあるというふうに聞いております。これらが複合して、やはりそういった原因になっているのではないかというふうに考えています。

○林 修三君

大変複雑な要因がそこに起因するんだと考えますけれども、でも、やはりそれらを何とかして、抜本的に回帰していく必要性はあるわけで、そのところが地域でも、あるいは市でも、私らも含めてやはりいろいろと考えなきゃいけないのかな。今4月、5月は各区、地域でいろんな総会が行われておりますけれども、その中で話題となるのはこの区の加入率の問題なんです。もはや区としては限界性がある。加入促進のために声をかけに行ってもなかなか来ないとか、集まってこない。限界性がある。だから、もうここは市として何とかならないものなのかという声が出てきているわけです。このままだとどんどん加入率が減少して

いく、そして共生、協働の街づくりが進まなくなっていくのではないかとということが危惧されます。

そこで、市として何らかの形の歯どめ策、これをやっぱり考えていかなきゃいけないのではないかと。先ほど1区ではこういうような前例がというようなこともありましたけども、そういった歯どめ策についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

大変これは難しい問題でございます。今年の1月に区に関するアンケートというのをとっております。その中に、その加入に関してどのような課題があるかというような設問もございまして、その中でやはり多かったのが、未加入や脱会世帯が増加しているということとか、それから地域自治体全体の高齢化と人口減少が進んでいる。それと役員のなり手不足等がある。だから、区によりましては、そういった役員にはならなくてもいいんだよとか、そういったことを取り決めているところもあるようでございます。

いずれにいたしましても、この歯どめ策というのは、自治体だけにお任せしていくわけにいかない問題だと思います。災害、震災というのが大変取り沙汰されておりますけれども、やはり自助、共助というのが大変重要なところになりますので、その辺は実際に被災に遭われたところを例に出してはいけませんが、こういった形で救出された、自助、共助があったおかげでこうやって私は助かったとか、そういったことも市としても訴えかけていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

○林 修三君

何とかしたいというその考え方の1つの中に私が思ったのは、今度29年に協働の街づくり課を新設するということがあるのかなと受けとめているのですが、具体的にこの協働街づくり課の新設、具体的にちょっとお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年4月の組織の改正に伴い、総務部総務課内に市民協働推進班を設置し、協働の街づくりを推進する担当部署を設けたところであります。新設した市民協働推進班におきましては、区・自治会に関する業務のほか、平成27年11月に制定した八街市協働の街づくり指針に基づき、今後の本市における協働の街づくりに関する仕組み作りなどについて検討するとともに、協働の街づくりを担当する課の設置に向け、準備を進めているところでございます。

なお、担当課の設置時期につきましては、平成29年度を目途としております。

○林 修三君

課ができるのは平成29年、その前に班ができて、既に活動していると。この協働街づくり班、あるいは課について私は大変な期待をするところでございますけれども、この班、あるいは課が中心となって協働の街づくりの、これから条例案整備等も必要なかと思っておりますが、ここのところ、条例案整備の考え方についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、協働の街づくりを推進するにあたり、市として取り組むべき内容につきまして調査・検討した上で、（仮称）協働の街づくり推進計画を策定する予定でございます。その推進計画の中で取り組む内容を実現するために、必要となるルールを条例として定め、協働の街づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

このことから、まずは本市で取り組むべき内容について調査・検討をし、推進計画の策定の議論を深め、それと並行して条例として定めるルール作りの検討も行ってまいりたいと考えております。

また、推進計画及び条例を策定するための組織といたしまして、庁内におきまして（仮称）八街市協働の街づくり条例・推進計画策定本部を設置するほか、市民・各種団体、市職員で構成する八街市協働の街づくり推進協議会からの意見を取り入れながら原案を作成したいと考えております。作成いたしました推進計画の原案につきましては、パブリックコメントを実施するなどいたしまして、広く市民の皆様の意見を取り入れた上で、本市の推進計画を定めたいと考えております。

さらに、非常勤特別職といたしまして、千葉大学関谷教授を八街市の協働の街づくりの推進員として任命をいたしまして、専門的な知識と経験をもとに指導・助言を受けながら推進計画及び条例を策定してまいりたいと考えております。

○林 修三君

この一連の動きについては、私は大変大きく期待するものでございます。実は先ほどの区の総会等の中で話題になると申し上げましたけれども、区の人たちからの声の中からは、「これだけ私たちが一生懸命やっているんだけど市は何もしてくれない」という声が聞こえてくるのです。市としても一生懸命やっではいるのですが、なかなか市の地区の方のところまでおりにないというのが現実。したがって、今回のこの協働の街づくり課ができる、その前段の中にいろいろやってくれていることをどんどん市民にアピールして行ってほしいなというふうに思います。そのことの1つとしてこの条例が出てくるわけですが、加入率減少の歯どめとなるべく条例について、ぜひ八街市ならではの方策をその中に入れながら作っていく必要があると思います。そのほかの他市の進んでいるところも同じ課題で悩んでいるのでしょうけれども、クリアしているところもある、そういったことを聞いています。そういうことを参考にしながら整備していただきたいなというふうに思います。大変難しい問題なので、これ以上つっ込んでお尋ねしませんけれども、大変な期待を持っているということだけ申し上げさせていただきます。

では、先ほどの協働の街づくり協議会の構成員と今後の活動について、もう一度お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

協働の街づくりの協議会の構成員と今後につきましてでございます。答弁いたします。

協働の街づくり推進協議会は、本市の協働の街づくりを進めていくにあたりまして、市民

と市職員が一体となりまして、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的として設置しているものでございます。

構成員といたしましては、本市における街づくり活動を推進している団体の代表者6人、八街市協働の街づくり指針を策定するにあたり設置した八街市協働の街づくり検討会から市民公募により選出された5人、それから市職員5人の合計16人で構成されております。

また、③の質問で答弁いたしましたとおり、この推進協議会には、現在策定を検討している協働の街づくりに関する推進計画及び条例について調査・検討を行っていただき、推進協議会の意見として取りまとめ、市民の意見として行政に対し意見、提言をする役割を担っていただきたいと思いますと考えております。

今後、本市の協働の街づくりの取り組みを推進するにあたりまして、推進協議会の意見をはじめ多くの市民の意見を取り入れながら、本市に見合った協働の街づくりの仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○林 修三君

先ほど加入率が5割を切ったということの八街市の実態の中で、この街づくり協議会の果たす役割は非常に大きいということを構成されている一人ひとりが自覚し、そして八街の危機感意識を持ってこの協議会に臨み、問題懸案を交わしながら八街市、今の課題をどうしていったらいいかと問う意見をどんどん交わして行ってほしいなと思います。前まではこのような会議にもっと市議員が1、2名入っていて、審議に参加していたのです。ところが、あるときからその審議員に入ることができなくなりました、市議会議員は。そこで、その中で情報が大変疎くなりました。この辺の、これはすぐ解決できないことかもしれませんが、そういった大事なことを話し合っていることを、情報を早くこちらに伝えてほしいなということで、それを聞くことによって私どももまたこういう場で発言していきたいなというふうに思っていますので、いろんな形で市を上げて取り組んでいきたいなということを強く思いますので、よろしく願いいたします。

次に、活力あふれる街づくり（1）市の花サミットについてですけれども、平成25年の2月1日ですか、ヒマワリが指定されました。この市の花ヒマワリについてこれからちょっとお伺いしていきたいと思っておりますけれども、指定された後のヒマワリについて確固たる動きがないような感じがいたします。それで、今日に至っているんじゃないのかな。この間この「るるぶ八街」、大変立派なものできて、これは大変評判もいいし、あちらこちらで読まれています。八街を知っていただくためには、市民だけではなくて他市の人たちにも読まれているようでございますから。1ページ1ページしっかり見た中でヒマワリが出てこないのです。これは何かちょっとおかしいのではないかと。これはいいんですよ。いいんですけれども、市の花ヒマワリがあれという気がするのですが、そこで、市の花の平成28年度の振興についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年2月1日に指定しました市の花ヒマワリには、「【ひ】かり輝き【ま】わりを照らす【わ】たしもあなたも【り】っぱに育てよ」と次代を担う子どもたちへの思いが込められております。現在、市内の保育園、幼稚園、小中学校へヒマワリの種を配布しているほか、市役所、中央公民館、スポーツプラザ、八街駅周辺の多くの人が集まる場所に種をまくなど、市の花ヒマワリのPR活動を行っており、平成28年度以降も継続してまいりたいと考えております。

また、区長会などの会議の際にも、趣旨を説明いたしましてご協力いただけるよう呼びかけてまいります。

○林 修三君

せっかく作った市の花ヒマワリについては、やっぱりこれから充実していくようにぜひお願いしたいのですが、これを充実させる1つの方策として、このヒマワリを中心としたサミット交流があるといいのかなと思うんですが、このサミット交流に向けた市の考え方について、まずお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市の花は、市民の方々がふるさとの自然や景観に思いをはせ、地域の愛着を感じることでできる共通のシンボルとなるものでありまして、また市の花ヒマワリを活用し、市民レベルの交流を図るだけではなく、全国への八街の魅力発信にもつながるものと考えております。このようなことから、ヒマワリが咲く時期に開催される各種イベントなどを活用して、ヒマワリをまちの花としている他団体との花サミットでの交流を行うことができないか検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

ぜひ、これはできないかじゃなくてするようにしていった。できないか待ってじゃだめなんです。こちらからアクションを起こす。

そこで、実際にヒマワリを市の花としているところは、主なところでいいから、例えば全国にどんなところがおありでしょう。

○総務部長（武井義行君）

インターネットでちょっと調べてみたのですが、全国に約44市区町村ほどございます。関東圏で申し上げますと、茨城県では那珂市、鉾田市、それから栃木県では下都賀郡の野木町、それから埼玉県ではさいたま市南区、それから東京都では西東京市、それから神奈川県では横浜市港南区、それから座間市、山梨県で申し上げますと北斗市、それと千葉県では船橋市、柏市等がございます。

○林 修三君

サミット交流となると、今お話の合ったそういった近くのところのどこかに絞っていただいて、そこと交流をこちらから働きかけて始めていくということが大事なのかなと思います。この間、議員研修の中で山梨の方と会いましたが、あの人は明野ですか、やっぱりヒマワリ

迷路と有名なところがありまして、ヒマワリが、大変いい取り組みが行われているところなんですけど、ちょうど話したら「いつでもいいですよ」という非常に積極的にお話をいただきました。働きかければそれぞれにやってくれるのかなというふうに思いますが、やっぱりお互いに自分たちの街のよさを出し合って、そしてヒマワリを中心に他の経済的なもの、文化的なもの、そういったものを吸収していく必要が必要だと私は思っています。これからは地方自治は地方自治体間同士の交流がとても大切だと思いますので、ぜひこの辺のところでは交流を深めていくサミットについても前向きに、待っていないで進めてほしいなというふうに思います。

それで、次、先ほどお話がありましたけど、幼稚園、保育園、その他いろんな団体にヒマワリの種をまいていただいている、もう一歩広げて市民全体にそのヒマワリの種一粒運動についてはどうお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ひまわりの種一粒運動についてでございますが、市の花ヒマワリを広く市民にPRし、ヒマワリの光り輝き、周りを照らすという明るいイメージが定着していく中で、人から人へのヒマワリの花のように輪が広がっていくものと考えております。今後はヒマワリを介して、活力あふれる街づくりができるようPR活動を行うとともに、ヒマワリを市の花と定めている自治体との活動状況も参考にしながら、今後調査、研究してまいりたいと考えております。

○林 修三君

ぜひそのようにお願いしたいと思いますが、この一粒運動を市全体で取り組むことによって、市の花ヒマワリは私たちの街の花なんだということを一人ひとりが自覚し、意識化していくのです。それを図らなければ、まだまだ市の花は何だっけということになってしまいますので、そういった意味合いで、ぜひ一粒運動を展開してほしいと考えます。

ちなみに、一粒運動とはちょっと離れるかもしれませんが、ふれあい夏まつり、毎年8月に八街市は行っていますよね。ここの会場に、例えばミニヒマワリでいいですけどプランターなり、その周りのヒマワリロードなり、そういったものを飾ることによって市民はどう受けとめるのでしょうか。そういったことのお考え、あるいはやっていただけないものなのをお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

なかなか市の花のヒマワリがこうやって目に近いというか、さほど多くないというか、まだまだ浸透していないような状況もございます。ふれあい夏まつりは大変多くの方が集まる場でもございますので、ぜひ検討していきたいと思っております。

○林 修三君

ぜひ、これは夏しか咲かないんですよ、ヒマワリはね。だから、その夏まつりに活かさなければ何の意味もないのです。このタイミングを逃さないように、1つよろしく願いいたします。

次に、北村市長が常々頑張っていたでいて、落花生をあちらこちらで献上したり、あるいはPRしていただきました。そのせいでしょうか、落花生の評判が大変高くなっている。先日私、ある農家に落花生の種まきをちょっと手伝いに行きました。2日間やりました。3日目にはとても腰が痛くなっちゃって、あちこち節々痛くなりましたけれども、それはさておいて、手伝ったところに毎年行っているのですが、なかなか終わらないのです。おかしいなと思ってその農家の方に尋ねました。「今年はちょっと多く広げちゃったんですよ」という答えが返ってきました。ということは、逆に落花生の評判がよくなっているんだなと思われまます。それで、こういったことで北村市長さんの頑張りなんですよ。市民の間に、市の活性化のためにいろいろと生きてきているなということを感じます。

(2)の市活性化に向けた動きもちらほらとこういう具合に聞こえてくるわけですがけれども、実際的にはどうなのかということで、①平成28年度～29年度、市活性化への現状、動きについてお尋ねいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、八街市では、市民のほか、活力のある民間企業や各種団体がさまざまな事業を展開しており、市の活性化の原動力となっております。民間企業等が行っております事業の一例といたしましては、昨年度国の地方創生の補助金を活用して作成いたしました「るるぶ八街」にも掲載してあります山田台にある「コルザ ホースクラブ」におきましては、馬術競技会の開催などによる馬術振興とともに、2020年の東京パラリンピックに向けまして千葉県強化指定選手を支援するなど、さまざまな活動を行っております。

また、小谷流にあります「小谷流の里 ドギーズアイランド」におきましては、八街産の農産物を使った料理の提供や直売を行うこととしており、また八街商工会議所飲食業部会による、全国でも有数の八街産の生姜を使用した「八街生姜ジンジャーエール」を開発・販売するなど、生産だけではなく商品化までつなげる、新たな産業が生まれるなど、八街市の特性を活かしたさまざまな民間等の事業が展開されており、市の活性化に向けて進んでいるところであります。今後もこのような八街市の特性を活かした事業を展開する団体との連携を推し進め、八街市のさらなる活性化に努めてまいります。

○林 修三君

今の答弁の中に、いみじくも馬術、パラリンピックの選手が山田台に来て練習をされていると。それで、2020年の東京オリンピックに向けてそれらがつながっていくというようなお話を聞きました。ということは、逆を言いますと、前からちょっといろいろ言っていますが、東京オリンピックという2020年に向けて、このチャンスを八街はどう活かすんだ、これを活かさない方はないなということなんです。

そこで、ここのパラリンピックの選手がこうやってきている、そういったことをきっかけに、2020年東京オリンピックに向けた、そういったつながりとかそういったものはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、八街市でもこういった形でいろいろ協力というか関係者の団体等も出てきております。そして、先般開通いたしました酒々井インターチェンジですとか酒々井アウトレットモール、こういったところへの人の流れ等もございます。そういうのも含めまして、オリンピックも絡みまして、八街市へ海外からいかに来ていただくかということが、これからはやり重要になってくるかと思えます。これは八街市単独だけではできないという部分もございますので、近隣の周辺の自治体とも協力した中で、より多くの外国の方を八街市に招くことができるように、施策について検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

このパラリンピックの選手が八街に来て練習をするということは、ある意味では1つの企画になるのではないかと思います。あるいは、これからもほかの何らかの形で東京オリンピックとつながり、あるいはきっかけになることが出てくるやもしれない。そういったことを逃さずにぜひ活かして、そして東京オリンピックというものについて八街でできること、今度東京オリンピックでは野球やソフトも復活することになります。大変な盛り上がりになるのではないかと思いますので、ぜひ八街からオリンピックへどう発信していくか、これも1つ重要な課題だと思いますので、前向きに取り組んでいっていききたいなというふうに思います。

次に、ちょっと先ほどの市長の答弁の中に、今後の活性化のための取り組みの中でというところの中で、私が聞きたいなと思っていたことがちょっとなかったの、あえてここでお尋ねしますが、前に核施設、八街駅北口の核施設がございましたけれども、この核施設についてはその後どうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

八街駅北口にございます核施設用地、これにつきましては、当初文化施設の建設等ということで話が始まったわけでございますけれども、いろいろ財政状況等もございまして、現時点ではそれが中断というか、ストップした状況でございます。ただ、用地をそのままにしておいてもいけないということで、現在北口市等で活用しているところでございますけれども、まだまだいろんな活用方法があると思うんです。これは、市が実施する事業だけではなくて、民間企業等の誘致とかですね、それは当然いろいろな条件の中になりますけれども、いろいろな角度で検討していかなくてはならないということで、今検討しているところでございます。

○林 修三君

漏れ聞くところによれば、核施設の中の文化ホール、当初あったことについては、少し変わっていくのかなという話を漏れ聞いています。その文化ホールについてちょっと聞きたいのですけれども、この文化ホールはこの核施設の中に、なくなっていったとしたときに、今後どうしていかれるのかなというのが、文化ホールについては市民の非常に高い要望がある

のです。何とかしてほしいというのが。このことについて、まだそこまでは検討されていないでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

具体的にはなかなか話が進んでいないところですが、文化ホール、文化施設の建設について全く話がなくなったということではございません。これはこれでしっかりと進めていかなければいけないということで、総合計画の中にも載せているのですけれども、核施設用地については、それだけではなく多角的ないろんな方面から検討しましょうということになっております。

○林 修三君

核施設については、ぜひまたいろんな多角的な方面で効率的に使われるようなことを期待しますけれども、文化ホールについてですけれども、確かに文化ホールというのは建設にも金がかかるし、その後の維持管理にも相当な金がかかります。ですから、文化会館とかそういう仰々しいでかい施設ではなくて、中ホール的な、500名ぐらい収容できればいいような中ホール的なもの、こういったものをやっぱりこれから考えていってほしいなど。その中で、じゃあと考えてきて、これは私の要望なんですけれども、八街中央公民館が非常に古くなって、少し根本的に改修、改築しなければいけない時期に入っているのではないだろうか。そうすると、そういった中に文化ホール的な、そういった500名程度の者もおさめていく、そういったことは考えられないのかどうかについてお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

中央公民館につきましては、耐震等の改修工事等も終了しておりますけれども、やはりある程度年数はたっておりますので、今後改修とか建てかえとかということについても協議していかなくちゃならないと思います。そういった中で、改修することによって文化ホール的なものが設置できないかということについても、あわせて検討してまいりたいと思います。

○林 修三君

もう何十年も文化ホールについて期待しながら、ずっと実現しないで待っている市民がいらっしゃるのです。これがあまり長く続いちゃいますと、市への期待というかそういったものが、ある意味で失望感に変わる。そうすると、失望感から結局は信頼がなくなる。こういうことになっていきますから、お金はちょっとかかるのでしようけど確保した中で、ぜひ早い時点でのそういった計画を進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくご検討いただければ、そのように思います。

次に、ちょっと私もこれ、これも漏れ聞いたところなので、これも、でもあればすごく活性化すると思うんですけども、何かこの先八街病院のほかにも病院が建設されるのではないかという話が聞かれました。実際にどうなのか、計画の動きについてお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありません。詳しいことは私も把握しておらないのですけれども、何か長谷川病院さんの方で若干そういったお話があるようでございます。

○林 修三君

まだまだ先のことなんでしょうけれども、その話を私も漏れ聞きましたので、大変うれしく思いました。やはり少子高齢化の中で、健康増進をしていくときの早期治療、早期発見、これは病院がなくてはならない。高齢化社会ですから、お年寄りの人たちも早くやっぱり治療しなきゃいけない、こういった場面、まず1つあります。

それから、もう一つは、やっぱり少子化の中で安心して地元で、八街で子どもを産み、そして子どもを育てる環境、こういったところが八街の病院、長谷川さんの病院なんでしょう。この病院に含まれて耳鼻科等併設されれば、そういった願いが解決できるのではないかとこのように思いますので、ぜひこれも前向きに進めていただきたいなど。市としてもこの長谷川病院だけの問題ではなくて、市としてもそういったことを一緒にやりながら進めていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど申し上げましたが、北村市長の強いリーダーシップの発揮で、少しずつ八街市はやはり活性化してきたなど私は受けとめています。なお以上の発展、活性化を期待するものでありますけれども、そこで、あえて伺いますが、市活性化に向けた南、中央、北地区等の格差是正があるように私は受けとめます。そこで、その格差是正の市の考えについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年12月に策定いたしました八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、「安定した雇用を創出する」を基本目標として掲げ、八街市のシティープロモーションとあわせた農業・商工業などの地域産業の振興を図るとしております。

市の中心部でもあります八街駅北側地区におきましては、平成25年9月から出店者で構成されている「やちまた未来」による「やちまた駅北口市」が開催され、民間活力による駅周辺の活性化が図られているところですが、今後、市が所有する公共核施設の用地の活用につきましては、市の賑わいの創出や魅力のある場所として、さらに有効活用できるよう、民間活力の活用を含め、多角的に調査・検討を行ってまいります。

また、美しい自然を多く残す八街南部地域におきましても、昨年国の地方創生補助金を活用して作成いたしました八街市PR用ビデオでも紹介しておりますように、谷津田の景観を活かし、散策やバーベキューなどが楽しめる施設である小谷流にある「山桜とほたるの里」や愛犬と一緒に宿泊などができるリゾート施設「小谷流の里 ドギーズアイランド」など、これまでの八街市にない自然環境を有効に活用した民間の観光施設が整備されつつあり、新たな人の流れが生まれる状況になっております。

今後は、これらの民間施設と「エコ・やちまた」「八街さくらの会」等の市民団体とも連携を図りまして、それぞれの地域の特性を最大限に活かした地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

ぜひ、八街市には南、中央、北というような格差があっては私はないと思いますので、万遍にバランスよく八街市全体が発展していくようにお願いしたいなというふうに思います。

今、八街駅前南口、私は八街へ来てもう少しで半世紀たちます。その半世紀生活した中で、私どもの生活を支えてくれていた昔からのお店屋さんが今相次いで潰れる、潰れようとしているのです、駅の南口は。これは私にとっては大変寂しい思いがするのです。私どもが若い頃に生活したときのシンボルであったような店なんです。これからなくなるという話も聞いています。

そこで、やっぱりこれから市として活性化構想の計画や、あるいはそういった今困っているお店屋さんとかいろんな方がいらっしゃると思います。救済するための措置、こういったものを喫緊に考えていく必要があるのではないかと思うんですが、この辺についてもう一回、部長、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

市長の方からもお話がありましたように、民間企業もかなり本市にきていただいております。やはり市の活性化、これは地域にかかわらず全体が活性化していかなきゃいけないと、これは大原則だと思います。市の基幹産業は農業ということもありますので、その活性化の方法というのはいろいろとあると思いますけれども、総合的に勘案した中で市全体が活性化できるような施策、また今回ふれあいバスのルートの再編等も行っておりますので、そういった部分でのご不便もないようなことも市としてできる1つの施策なのかなとも考えておりますので、そういうようなこともあわせまして引き続き検討してまいりたいと思います。

○林 修三君

冒頭申しました「るるぶ八街」ができて、八街も随分あちこちに啓発PRを発していただいておりますで大変助かります。八街市プロモーションビデオも作られました。八街も本当に変わってきております。私どもの住む八街がより以上に活性化していくことをこれからもみんなで取り組んでいきたいなというふうに思うわけですが、私が今回質問を申し上げましたのは、市民の人たちが声として上げていることをあえて取り上げている、特に今回は、私、ある人が「もう少し地域の声を議会で言いなさい、区の加入率とかこういったことを言うと、選挙に落ちるよ」と言われて、私はそういうことは全然関係ありませんから、今市民が特に何を困っているのか、何を課題としているのかをあえて申し上げました。私の声もそうですが、市民の声として受けとめていただいて、ぜひ1つ1つ解決していただくことを期待申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

報告いたします。木村利晴議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士です。通告に従いまして順次質問を行います。

まず初めに、ちょっと質問事項1の市民参加の街づくり、(1)その後、①の市民体育祭の今後の方針という部分なんです、こちらは今年の方針ということでお願いいたします。

では、今回私は質問事項として、市民参加街づくりということで市民体育祭について、そして2の安心・安全な街づくりということで消防団について、3の活気ある街づくりということで婚活について質問させていただきます。

では、まず市民参加の街づくり、(1)市民体育祭についてですが、八街市では市民憲章にスポーツに親しみ、健康で働きたくましい街にしましょうということでスポーツに市民がいそむことを掲げています。その上でもこういったスポーツイベントは非常に重要で、八街市でもロードレース、駅伝等をはじめさまざまなスポーツイベントが行われていますが、この市民体育祭というのは、八街市全域の市民が一堂に集まって参加するという非常に貴重なスポーツイベントであると認識しております。その市民体育祭ですが、先ほど林議員の質問にもありましたが、区及び自治会の加入率が減少していく中で、非常に選手集め等で各地区が苦労しているというお話も聞きます。その中で、今年市民体育祭の方針についてどのようにお考えになっているかお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市民体育祭につきましては、本市最大のスポーツイベントであると同時に、地域の人々が融和を図る大切な行事だと認識しております。市民体育祭の開催にあたりましては、各地域の代表者や社会体育関係者により種目や協議内容等決定しております。

近年、地域コミュニケーションの希薄化により、選手集め等苦慮している状況であり、また陸上競技を中心とした種目に難色を示す市民をおられることなどから、平成27年2月及び平成28年3月に八街市民体育祭開催方法検討会議を開催したところであります。

その結果、平成28年度から団体競技を中心とし、開催時間を午前のみにするなどにより、市民や学校等の負担軽減を念頭に置いた開催内容でできるよう企画しております。

○山田雅士君

参加者の負担あるいは各地区の負担を軽減するという意味では、開催時間を縮小するというのは非常に重要なことなのかなと思います。そのほかに、この開催の方針として雨天の場合、今までは雨天では完全に中止ということになっておりましたが、スポーツプラザのアリ

ーナを使って行う可能性があるというお話をちょっとお聞きしたのですが、そこに関してはどのようなになっていますでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。雨天対応ということも含めまして、開催内容の詳細につきましては、現段階では決定しておりません。今月開催いたします団体長会議、あるいは7月に開催いたします支部長会議、代表者会議等で協議を重ねた上で今後検討してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

では、そうしますと、まだ今の段階では雨天だからといって必ず中止になる、あるいは必ず開催するというのは協議の内容も含めて未定で、これから煮詰めていくということでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

雨天時の対応、開催するか中止にするかというあたりも含めまして、今後の会議で煮詰めていくことになります。

○山田雅士君

いずれにしても、どのような形で、もし万が一雨天時にアリーナ内での開催も可能性があるとしたら、そういった部分ではこの会議をしっかりと開催していただいて内容を煮詰めていく必要があるのかなと思います。

では、続きまして、市民体育祭の運営方法ということでお伺いします。こちらの市民体育祭の運営に関しては、スポーツ振興課を筆頭にさまざまな団体が協力し合って毎年運営されていると思います。今年の方針としましては、先ほど言われましたように、午前中での時間を縮小した開催ということで、今までと、あと団体競技を中心とした内容になるということで、今までとガラッと違った市民体育祭になると思われれます。その中でこういった各種団体が今年の方針をしっかりと把握した上で市民体育祭を開催し、市民の方々が安心・安全に楽しめるような内容にしていかなければならないと思いますが、その運営方法ということでどのようにお考えかお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市民体育祭では、八街市スポーツ推進委員や八街市体育協会をはじめとする社会体育団体のほか、八街市スポーツ・レクリエーション協会や八街市青少年相談員等の協力を得て開催しております。開催内容につきましても、各地域の代表者である支部長や社会体育関係者等と事前協議を行い、協議内容等を決定しております。

教育委員会といたしましては、平成28年度から開催内容を変更いたしますが、地域や社会体育関係団体のご協力をいただき、今後誰もが参加しやすい市民体育祭の実現を目指してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

例年長時間での開催にあたっては、例えば各種団体と連携をしなければいけない部分というのが数多くあって、特に代表者会議に参加されている方は、内容をしっかり把握してお互いわかっているのですが、その団体の末端の方ですね、そこまで内容が行き渡っていきなく、当日に連携で困ったことがあるということもお伺いしておりますので、その辺はしっかり、特に今年は内容が変わるわけなのでしっかり会議を重ね、その会議を各団体が自分のところまでしっかり落としとしていただいて運営にあたっていただきたいと思います。

では、続きまして、③の市民体育祭の予算ということでお伺いします。開催時間が規模を縮小した開催ということになりますので、当然予算等にも影響が出るとは思いますが、八街市の厳しい財政状況の中、今年の体育祭をどのような予算で運営していこうと考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成28年度市民体育祭運営費につきましては、総額281万1千円であります。主なものは、市民体育祭参加者の保険料とテント及びイスやバス等の借上料187万6千円です。

また、平成28年度以降の市民体育祭の開催方法の決定時期が予算要求後であったことから、平成28年度予算については例年同様であります。

なお、今後の開催方法の見直しにより、委託料など経費の節減につながると考えております。

○山田雅士君

では、今のところはほぼ前年並みの予算計上ということではありますが、そういった経費も節減という部分では、先ほど教育長が話された委託料は縮小、あるいはカットになる可能性があるということでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

昨年は体育祭が雨で中止だったために昨年の商品が在庫としてございます。その分は前年度からの引き継ぎということで今年度使用することができます。

また、平成28年度予算では、消耗品費ではその在庫分を除いた額で計上しておりますので、その辺のところは消耗品費は減っております。

また、縮小できる種目、それから借用していた備品なども、今後の検討会議の中で協議を進めた上で縮小できるようになると思います。

○山田雅士君

昨年行われる予定だった第60回大会の景品が今年使えるということであれば、それは有効に使っていただければと思います。

そして、このテント及びイスの借上料が相当な額を占めているわけですが、このテントやイスというのがない状況での開催の可能性があるということでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

規模を縮小し、午前中で対応するというごさいますけれども、そのテントの借り入れ等も含めまして、その辺の対応も関係団体との協議によりまして、今後検討させていただきます。

○山田雅士君

もちろん予算を縮小するためには、こういったテントやイスというものを縮小するのも1つの手かなと思います。それに関しては今後の会議で決定していくということですが、もしそうなった場合には、例年、市民体育祭、10月の中頃に行います。そうしますと、もしテントがない場合には、やはり熱中症対策というものを考慮しなければならないのかなと思います。その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

この辺につきましても、テントの借り入れなども含めまして今後の会議の中で協議してまいりますけれども、支部等には水分補給を十分にしよう案内してまいりたいと思っております。

○山田雅士君

やはりこの市民体育祭に参加した市民が、安心・安全に参加できるようにそういった対策を市の方でも行って、あとは各支部にもそういった対策をしっかりと行って行くよう周知徹底をお願いしたいと思います。

それと、予算の縮小という部分で、入場ゲートに関してなんですけれども、例年作っている入場ゲート、もちろん立派なもので、機械を使って膨らませ大変いい物だとは思いますが、そういった部分はこの委託料の中に入っているのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

今年予算の中には、例年どおりの予算ということで入っておりますけれども、その入場門の借り入れ等につきましても、スポーツプラザの多目的広場の形状にもよりますけれども、使用できるものであれば関係団体や、あと学校等からも借り入れということも含めまして、今後協議させていただきたいと思っております。

○山田雅士君

もちろん体育祭を開催するにあたっては、そういった入場ゲートはすごく大事ではありますが、できるだけ予算をかけずに行えるならいいことだと思います。例えば各学校で運動会で使っているものを借用させてもらう、あるいはある程度ちょっと材料費、そういったものを確保して中学校の美術部の生徒さんに作ってもらう、そういったことを行えば小中学生が参加するにあたってすごくいい励みになるのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

先ほどから繰り返しの答弁になってしまいますけれども、まずスポーツプラザの多目的広場の地面の状況ですね、そこに置くだけで済む物か、あるいは穴をあけなければいけないのかと、その辺のところもあると思います。その辺も含めまして、学校等からお借りした物で対応できるのかどうか、そういうことも含めまして関係団体、あるいは学校等と協議をさせ

ていただきたいと思っております。

○山田雅士君

ぜひ検討していただいて、少しでも予算をかけずに市民の方々が喜べるような、そういった開催につなげていただければと思います。

続きまして、市民体育祭の今後の見通しという部分でお聞きします。今年度さまざまな意見を反映させて、規模を縮小しての開催ということになりました。各地区では市民体育祭自体の開催を懸念する声、あるいはほかのスポーツ競技等を期待する声、そういったものも上がっているとお聞きしますが、そういった部分も踏まえまして今後の見通し、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市民体育祭の開催につきましては、平成28年度から大幅に見直し、誰もが参加しやすい市民体育祭を目指した企画をしております。平成28年度の見直しにより3年間は今回の変更した開催内容を基本にして開催する予定です。

なお、市民体育祭開催後に行います反省会で、地域の代表者及び市民体育祭にご協力いただいている社会体育団体等の方々から、広くご意見をいただき改善するとともに、3年後に開催内容を再度見直し、市民体育祭を開催してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

まずは、3年間は午前中での規模を縮小した開会を行うということで、しっかりとり行っただけければと思います。ちなみにですが、近隣市町村においてこの体育祭、あるいはスポーツイベント、そういったのがどのような状況で開催されているか等がおわかりでしたらお知らせください。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

印旛管内ですけれども、市民体育祭としての開催は八街市のみでございます。東金市、山武市などではスポーツの祭典としまして地域の融和を図る行事を市民体育祭として10月に開催しているような状況でございます。

○山田雅士君

やはりほかの市町村も、この体育祭を開催するという部分は非常に苦労があって変更等があったのかと思います。その中で八街市は、今年開催すれば60回の記念の大会になるということで、そこまで積み上げてこられたのが各種関係者のご努力かと、本当に敬意を表します。その中でこの体育祭、今年の規模を縮小した開催ではありますが、今まで以上に市民の方に喜ばれるような形での開催につなげて、今後体育祭ができる限り継続していくことを望みまして次の質問に移らせていただきます。

続きまして、安心・安全な街づくりということで、消防団について質問させていただきます。今議会初日でも熊本地震に被害に遭われた方へ黙祷を捧げましたが、近年大規模災害が

多発し、こういった防災活動に関しては各地区、力を入れていかなければならないところがあります。その中で地域防災の大事な役割を担う消防団というのは、八街市が非常に活発な活動が行われておりまして、今年度も消防総合大会に出動する15分団、16分団が日夜熱心に練習を重ねているところでございます。

しかし、その消防団ですが、昨年度条例の改正もありまして、定員数が非常に減少しているというふうにお聞きしております。その中で、機能別消防団というのを設置する動きがあるということをお聞きしましたが、その機能別消防団というものがどのようなものかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域防災力を主に担ってきた消防団は、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、核家族による地域コミュニティの衰退が指摘され、その影響により消防団の構成員である消防団員の確保が大変困難な状況になっております。

本市におきましても、昨年度改正いたしました条例定数480名に対しまして、4月1日現在の団員数は401名でございまして、ここ数年、毎年度減少している状況でございます。

そこで、昨年度より消防団本部とともに、サラリーマンの増加により消防団活動に参加しにくい基本団員を補完する制度といたしまして、日中消防団活動ができる、消防団経験者による機能別消防団員の導入に向けて事務を進めているところでございます。

今後、機能別消防団員制度につきましては、八街市消防委員会で検討いただきまして、早期に実施できるように対応してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

私自身も消防団員として活動にあたりまして、やはり勤め人の方が多くなっているというのはひしひしと感ずるところでございます。そういった方が、やはり日時の決まった消防行事には参加しやすいのですが、突発的な火災にはなかなか対応しづらいというのが正直なところだと思います。なので、こういった機能別消防団というのが制度化されて機能していけば、地域防災により一層役立つのではないかと期待するところでございますが、この機能別消防団、基本は消防団経験者、いわゆるOBの方々が活動に参加するということになると思うのですが、そういった現役団員ではない方々が実際の災害現場で活動し、負傷等を負われた場合には、保険等の対応がどのようになりますかお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

機能別消防団員の方も、基本的には基本団員と同様の取り扱いになります。それで、公務災害補償及び退職報奨金の掛金の支払いの対象となりますので、活動中に負傷等があった場合でもその補償等の対象となるということでございます。

○山田雅士君

そういった基本団員と変わらないというお答えであれば、非常に安心して災害活動に参加できるのではないかと思います。これまではそういったOBの方以外にも協力者という形で

消防団員経験のない方が、そういった地域の方々が災害現場でヘルメット等の装備を着けて活動を行っていたこともあるそうですが、そういった方々が災害現場で同じようにけが等をされたときは保険の対応はどのようになるかお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

火災現場でその消火活動に協力していただいた方、これにつきましても対象となるということでございます。ただ、なかなか、今お話ししました機能別消防団、これをやはり市としては拡充していく中で、やはり一般の方がなかなか、近くにいたからその消火活動に協力するというのは大変危険な部分もありますので、市としては機能別消防団員を拡充する中でそういった対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○山田雅士君

もちろんそういった災害状況のときに参加していただける一般市民の方というのも非常に尊いものではございますが、やはり先ほど武井部長がおっしゃられたように安心・安全の点からすると、やはり現役の消防団員、あるいは消防団員経験者による機能別消防団員がしっかり活動することによって災害現場で円滑に活動を行っていただき、市民の安心・安全に努めていただくのが最良ではないかと思っておりますので、この機能別消防団員の制度をしっかり制定していただき、八街市の災害活動により一層の効果が生まれることを期待します。

続きまして、女性消防隊について質問させていただきます。

現在、社会のさまざまな場面で女性の活躍というのが叫ばれて久しいところではございます。この中で、こういった災害活動の現場で女性の方が活動するというのは、なかなか難しいものがあるかとは思いますが、全国では女性の消防団員がいるところもある、あるいは女性消防隊が存在すると、そういうところもあるとお聞きしますが、八街市では女性の消防団員、あるいは女性の消防隊についてどのようなお考えなのかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策といたしまして、女性消防団員を採用しようとする動きが広まっておりまして、消防団員が減少する一方で、全国的に女性消防団員は年々増加しております。

本市でも、防火予防広報や救命講習の実施、諸行事による消防団をPRする活動、また災害時には救護活動など、基本団員の消防活動を補完する制度として導入するため、昨年度より消防団本部とともに任用形態や活動内容等につきまして検討しているところでございます。

今後、機能別消防団員制度と同様に、八街市消防委員会にて検討いただき、早期に実施できるように進めるとともに、女性でも入団しやすく活躍できる環境づくりや募集方法等につきましても検討してまいりたいと考えております。

なお、本市での基本団員としての女性消防団員の在籍状況は、ここ数年は1名ないし2名の団員がおりましたが、今年度につきましては在籍者はございません。

○山田雅士君

以前は八街市でも女性消防団員がいらっしゃいましたが、今年度は残念ながないという事で、少し寂しい思いもします。ただ、現状としては男性が何十人もいる中で女性1人、2人で分団の活動に飛び込むのは、なかなか勇気が要るとというのが正直なところなのかなと思います。そういったことも踏まえまして、女性消防隊という形で女性だけのグループとして活動できれば非常に活動しやすいのかなと思います。

ちなみに、近隣市町村あるいは全国的な女性消防団員、あるいは女性消防隊の動きというのはどのようになっていますでしょうか。把握してたらお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

女性消防隊、場所によっては女性部ですとか女性班とかいう呼び方をしているところもあるようでございますけれども、印旛管内の市町とあと東金市、山武市、八街市を除いた10市町の調査をいたしました。その中で女性消防隊を設定しておりますが佐倉市、四街道市、印西市、東金市、山武市の5市となっております。また団員数ですけれども、佐倉市が15名、それから四街道市が12名、印西市が6名、東金市が12名、山武市が25名という状況となっております。

○山田雅士君

ありがとうございます。近隣市町村を見ると、10名あるいは20名のそういった女性団員、あるいは女性の消防隊の方がいらっしゃるということで、非常に素晴らしいなと思います。八街市でもぜひともこのように災害現場で活動できる女性の消防団員、あるいは消防隊が設置できるのが望ましいかなと思います。やはり、例えば深夜に火災等がありまして、女性の方が着の身着のまま避難をしなければならぬというときに、もちろん消防団員、あるいは消防署本署の方が対応にあたったときももちろん丁寧に対応はするでしょうけど、そういったときに女性の消防団員、あるいはそういった女性の消防隊に保護してもらえれば非常に安心できるかなと思います。全国的には女性消防団員による女性の消防操法大会、そういったのも存在しますので、そういった部分で女性の消防隊の設置が近いうちにできるように望みまして次の質問に移ります。

続きまして、活気ある街づくりということで、婚活について質問させていただきます。

近年結婚できない独身の方がかなり増え、そのことが少子化にもつながっているという非常に憂慮すべき状況ではあります。ただ、この厳しい経済状況の中で仕事に追われ、出会いの場がないという嘆きの声を上げている。しかし、結婚の願望がある方は数多くいらっしゃいます。その中で各地域がこういった婚活のイベント、婚活事業を開催して成婚まで結び付くよう、まずはカップルになる機会を設ける、そういった活動が盛んになっています。八街市でも平成27年度では今年の3月に婚活イベントが開催され、非常に盛況だったというお話をお聞きしております。

そこで、前年度の開催状況、どのようなものであったのかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として掲げております「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を実現するための施策の1つといたしまして、結婚支援を主要事業に位置付けております。前年度は、3月5日にホテル日航成田を会場といたしまして「ハロー・マイラブ 幸せへの第一歩」と題した婚活パーティーを開催したところでございます。この婚活パーティーでは20歳から40歳までの男女20名ずつを募集いたしましたが、予定の定員を大きく上回る男性24名、女性35名の合計59名もの方に参加をいただきました。

特に予定を大幅に上回った女性につきましては、市内在住の方が7名、市外在住の方が28名であり、大変好評をいただいたところでございます。

なお、婚活パーティーにおいて9組のカップルが誕生しております。今後とも、結婚を希望される方々の婚活を応援し、希望をかなえる支援策を推進してまいります。

○山田雅士君

今の北村市長のお話を聞き、すばらしい成果だということで開催にあたった関係各種の方に本当に敬意を表したいと思えます。今のお話の中で、非常にちょっと着目すべき点がございまして、女性の参加者が多いということでありました。定員20名のところ35名もの方が参加を希望されたということです。私自身も婚活イベントを企画する立場にあたったことがあるのですが、やはり女性の参加者を集めるのに非常に苦労した経験がございまして。ほかの市町村で開催された方にお話を聞きましても、異口同音に「女性を集めるのに苦労する」ということで、そこが婚活イベントを開催するにあたっての悩みの種でもあったのですが、この八街市の婚活事業に関しては、女性がこれだけ参加したということで、そこに関して何か理由とか手応え、そういったものがあるようでしたらお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

その理由と申しますか、今回、先ほど来、市長から申し上げましたように、婚活パーティー、男女の内訳といたしまして男性が24名、女性が35名ということで、女性が大変多く参加していただいております。また、その女性のうちの28名は市外の方ということでございます。婚活パーティーの参加にどこでこの婚活パーティーを知ったのかというアンケートをしております。その回答としまして、友人・知人の紹介が最も多くて32.4パーセント、次いで多かったのが雑誌・広告の14.7パーセントというふうになっております。

また、友人・知人の紹介につきまして、やはり八街市ということで市が主催するということで大変安心感があるのではないかと申すのも受けとめていただいております。

また、雑誌・広告につきましては、市外の方にも知っていただけるように月刊「ぐるっと千葉」、それから「千葉日報」などにも掲載していただいております。このことによりまして、多くの市外の方たちにも知っていただいたことにより、多くの市外の女性の参加があったのではないかと申すふうになっております。

○山田雅士君

本当にすばらしい成果だと思います。民間団体の立場で開催したときに苦労した者として

は、ある意味悔しい思いもするわけですが、八街市という公的な団体の開催による安心・安全感というのがあるのかなど。もちろんそういったPR活動もしっかり行っていただいた成果ではないかと思われまます。

それを踏まえまして、今年度もこの婚活事業を開催する予定であると思われまますが、今年に関してはどのような方針での開催を考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今年度の方針につきましては、前年度の企画内容、場所等の実施内容を検証いたしまして、有効的・効果的な婚活イベントが開催できるよう、現在検討しているところでございます。検討している具体的な内容といたしましては、開催をできる限り市内で行うものとしまして、また参加対象年齢の拡充や関係団体との連携を含めまして、結婚を希望する多くの方に参加をいただきまして、八街市の活性化につながる事業となるよう、実施に向けて準備を進めてまいります。

○山田雅士君

そうですね。今年の3月に関しては成田のホテルで行ったということで、もちろんそれはそれで非常に魅力的なイベントであったのかなと思われまますが、やはり市内の経済状況の活性という部分では市内の飲食店、あるいは施設等を使っての開催をすることにより、市の経済が潤う効果も期待できるのかなと思われましますので、今の市長の答弁にあった市内での開催という部分、非常に強く望みたいと思われまます。

また、年齢の拡充ということを検討しているということでお伺いしましたが、今年の3月に関しては20歳から40歳までということであったのですが、どのぐらいの拡充を考えていらっしゃるでしょうか。もし、具体的な考えがありましたらお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

まだ最終決定しておりませんので、今後検討したいと思われますけれども、独身の方がなるべく多く参加できるような形で設定したいと考えておりまます。

○山田雅士君

この3月の婚活イベントのポスターを見たとき、40歳までということで、それを見て私ちょっとだけ残念な思いになったのも事実です。なので、特に私ぐらいの年齢で独身の方も数多くいらっしゃる。そういった方々が希望を持てるような年齢の枠での開催ができれば素晴らしいのではないかとと思われまますので、ぜひとも期待するところでございまます。

では、それを踏まえまして、先ほど答弁の中に各種団体の連携という部分が出てきました。実際八街市にある各団体でもこういった婚活というのは、ここ数年とり行っているところがありますが、例えば農協さんであったり商工会議所であったり、そういったところを中心に行われているということでありまます。今のところ、多分それぞれの団体単独での開催が主であったとは思われるのですが、そういった部分でこういった団体との連携等をどのように考

えているのかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今年度の婚活につきましては、現在その実施内容等を検討しているところでございますが、八街商工会議所青年部と意見交換を行っており、今後はJ A千葉みらいいんば八街地区青年部との意見交換会を予定するなど、有効な婚活事業が実施できるよう関係団体と連携を図り、検討を行っているところであります。

人口減少問題は、本市が直面する大きな課題であり、これを解消するための重要な施策である結婚支援につきましては、関係団体との協力体制を確立させ、より効果的な婚活イベントが開催できるよう進めてまいります。

○山田雅士君

ぜひとも、そういった団体の枠を超えての連携、それによって参加者等の拡充、そして異業種の方が集まり、そこで交流が生まれカップルが生まれる、そしてあるいは成婚まで結び付く、そういった婚活になれば理想ではないかと思えます。

この婚活に関してですが、今年1月に誠和会で福井県のあわら市というところに視察に行ったのですが、その市も平成27年度初めて婚活事業を開催しようということで、平成27年度の2月に開催したのですが、その際にここでは子育て支援課というところで開催をしたのですが、福井県立大学准教授の吉弘淳一准教授という方をアドバイザーとしてお招きし、イベントの企画に携わってもらった。その中で恋愛講座を聞かせていただいたり、あるいは笑顔の作り方、そういったワンポイントアドバイス等を行って、まずは参加者が和んだ状態でそのイベントに臨めるよう——この准教授は心理カウンセラーの資格を持っていて、そういった部分から取り組みを始めた、そのことで参加20名中7名、3分の1の方がカップルとして成立したということで非常に成果を上げられたとお聞きしました。なので、本市でもそういった取り組みを行ってみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

いろいろな団体でいろんな取り組みをされているということでございますので、その辺を参考にさせていただいて今後の婚活のあり方について検討してまいりたいと思えます。

○山田雅士君

ぜひとも、ほかの市町村でもきつこういった事例が幾つもあって、効果を上げているところ、まだまだあると思えます。そういったところを参考にして今年の婚活イベントも充実したものになればなと思えます。

その中で前年度、今年の3月に開催してカップルになられた方、八街市では9組いらっしゃる、今年度も開催するというので、そういった婚活イベントを経てカップルになられてご成婚までめでたく運ばれた方に対して、八街市としまして例えば何かお祝い等をする、そういった考えはございますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

前回のイベントで9組のカップルが誕生したということで、ただ、その後結婚にまで至ったという報告はまだ受けておりません。現段階では市として何かお送りするというのは考えていなかったのですが、市がきっかけ作りだけしてそれだけでいいのかということもございますので、2人の方が記念になるようなものを何かお送りできればと私、個人的には考えておりますので、検討してまいりたいと考えています。

○山田雅士君

やはりこういった成婚までめでたく結び付いて、そこで八街市に居を構えて出産、子育て等してもらえれば少子化対策の歯どめにもつながりますので、そういった励みになるような取り組みをされることを希望します。こういった婚活イベント、非常に各市で頻繁でとり行われ重要な事業になっているのですが、今年度も開催予定であるということで、ぜひとも素晴らしいイベントを開催していただき、参加者に喜んでもらえるようなものになればと思います。

また、そして、私自身もこういった婚活に参加する方に負けないよう、結果を残せるよう頑張りますので、それを決意しまして私の質問を終了させていただきます。明快なご答弁、どうもありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。安心安全な街、活気ある街づくりを目指し、質問させていただきます。

質問に入る前に、4月14日に発生いたしました熊本・大分地震でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された全ての皆様にお見舞い申し上げます。本日も熊本で震度3を記録する地震がありました。まだまだ予断を許しませんが、一刻も早く地震がおさまり、復興が進みますようお願いしております。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

質問1、まちの安心安全、(1)防災についてお伺いいたします。

4月14日より発生している熊本から大分にかけての熊本大分地震にも見られるように、誰がこのようなことを予測したのでしょうか。本震と思われたマグニチュード6.5、震度7

を観測する地震があった後で、マグニチュード7.3、震度7の地震が4月16日に発生しました。震度7を超える地震が2回も発生しました。また、その後も震度3以上の余震が十数回続いて発生しております。我々が住み暮らしている八街市は活断層のない地震に対して強い安心な地域であると言われておりますが、本当にそうなのでしょうか。東日本大震災のとき大きな揺れを感じました。多くの家で屋根瓦が落ちました。停電もありました。給水ポンプが作動しなく水も使えなくなりました。ガソリンスタンドが閉鎖され、燃料が不足いたしました。今後何が起こるかわかりません。想定できることは全てにおいて対策を講じていく必要があると思います。八街市においては、安心とは言いますが、特に火災は想定される災害と思われれます。

そこで質問いたします。火災の際、防火水槽を使用し消火活動を行っているところが多いと思われれますが、防火水槽の設置場所の把握はされているのでしょうか。また、設置場所によって規模に違いがあると思われれますが、その容量と数量の把握もされているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防火水槽につきましては、八街消防署が整備しております消防水利に関する図書によりまして、設置場所及び容量等の情報を把握しております。

また、市または宅地開発等で事業者が新設した場合や老朽化等により撤去された場合には、速やかに消防署に報告し、互いに情報を共有しているところでございます。さらに消防団各分団においても、管轄する区域の防火水槽の設置場所等についての情報は把握しております。

防火水槽の設置数につきましては、平成27年度末で公設私設を含め40立方メートル以上のものが675基、40立方メートル未満のものが436基、合わせて1千111基となっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。市内に設置されている防火水槽はどのような構造のものなのか。鉄筋コンクリート製のものとFRP製のものがあると聞いておりますが、本市のものはどのような構造なのかお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

市内に設置されております防火水槽につきましては、基本的には鉄筋コンクリート製とFRP製、この2タイプがございます。現在FRP製のものもこれまでやっていたのですが、施工の面で大変施工が難しいとか、また作っているメーカーが少ないという問題もございまして、今年度発注するものにつきましては鉄筋コンクリート製のものとしております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。FRP製のものは耐食性に優れているというふうによつと聞いていたものですから、本市で設置されている水槽は規格にあったという腐食や振動に強く、漏水しにくい構造になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

これにつきましては、日本消防設備安全センター、これの認定を受けたものということになっておりまして、鉄筋コンクリート製のものにつきましても2次製品ということでこの認定を受けているものでございますので、腐食、それから耐震性というのには問題ないということになっております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。防火水槽に対しては非常に大事なものですから、こういうものをきちんと整備していただきたいというふうに思いますが、防火水槽の管理についてお伺いいたします。

市内に設置されている防火水槽はどのくらいのサイクルで点検されているのでしょうか。誰が、いつ、どのような点検をされているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

防火水槽の管理ということで答弁いたします。

防火水槽の管理につきましては、本体外観の目視確認、蓋の損傷や開閉確認、標識の有無や劣化状況及び水位の確認等の点検を行っており、消防署におきましては、全ての防火水槽を対象に年2回以上、消防団におきましては、管轄する区域の防火水槽を定期的を実施しております。

また、点検により破損等の異常が発見された場合は、速やかに市に報告いただき、修繕等の対応を行っているところでございます。

今後も定期的な水利点検を行い、適正な維持管理に努め、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。当然防火水槽は点検されているわけですから、水槽内の水位も今確認されているということです。そのデータというんですか、水位の確認というのはデータでとって管理されているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

防火水槽の点検につきましては、消防署の方で年2回、それから各分団においても行っております。消防署の方でそういった漏水等を確認できた場合につきましては、市の方にも書面により報告が来ておりまして、市の方ですぐに対応するようにしておりまして、また分団の方で何か確認できた場合におきましても、当然市の方から消防署の方にも連絡するという事で、消防署と市が情報を共有するというような形になっております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。データをきちんととられているということだったのですが、出火報告があり、消防団が現地に向かい消火活動を行うわけですけれども、その保有量が著しく減少していて消火活動ができなかったという事例を聞いたことがあったのですが、それはどのくらい過去にあったのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

水量が減量していて火災、消火活動に支障を来したと、ここ数年ではそういった報告は受けておりません。また、そういった定期点検を行って、水量が少ないところは把握しておりますので、仮にそういった水量が少ない防火水槽を確認した場合はつきましては、その水利を使わない、またほかの方法で消火活動にあたるということで対応しております。

○木村利晴君

ここ数年そういう減少はなかったというようなことで安心しておりますけども、前にはそういう事例があったということで、消防団が来ているのに何で火を消してくれないんだと住民が非常に激怒していたというお話もちょっと聞いたことがあったので、ちょっと確認させていただきました。

構造物には何でも耐用年数というのがあるのですが、防火水槽の耐用年数は30年と聞いておりますけれども、市内の防火水槽はまだ大丈夫なんですか。

○総務部長（武井義行君）

今現在整備しておりますその40立方立米のものを整備しているのですが、その中にはもう30年を経過したのもございます。ただ、定期点検の中で、そういった形で水漏れですとか、そういったものを確認したものはございません。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。そういう水漏れ等、今現象が起きていないということで、30年を超えたものもあるけれども、今使用しているということなんですけども、これらに対してはどの程度を目安にしてこれから変えていくのか。水漏れの現象が起きたときなのか、水位が徐々にちょっと下がっている傾向にあるとか、そういう現象が起きたときにやられるのか、目視でそういうひび割れ等が発生した場合なのか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

現在40立米のもので、30年を超えている中でそういった症状のあるものというのはまだ確認できていないのですが、ただ市内にはそれ以外にまだ10立方メートルという形でかなり古く設置されたものもございます。まずはそういったところの改修を優先していかねばいけないかと考えておまして、40立米のものについてどこを何年を目安にというのは、特には設けてはございません。

○木村利晴君

ありがとうございました。いろいろお尋ねいたしましたけど、有事の際にやはり使えないような防火水槽が1基でもあっては市民の安心安全は守ることはできませんので、市民の安心安全のため、防火水槽の点検を含む維持管理に努めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に入らせていただきます。

要旨③避難所の表示及び誘導表示について質問させていただきます。

平成28年3月23日付で内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）総務省消防庁国民保護・防災部防災課長より、各都道府県防災部局宛てに「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」という事務連絡が入りました。参考に読み上げさせていただきたいと思います。

日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、平成25年災害対策基本法改正により定められた指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という）については、全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましく、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応が必要なことから、内閣府、消防庁を共同議長とした関係府省庁等による連絡会議を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの整備について検討を行い、避難場所等のピクトグラムの標準化の方針を定め、これまで新たな図記号の検討をしてきました。

このたび、日本工業規格（以下「JIS」という）において、案内用図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という）及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（以下「標識システム」という）（JIS Z 9098）が平成28年3月22日付で制定・改正され、公示されました。ついては、都道府県等におかれましては、①本通知について、市区町村や関係機関への周知を図ること。②避難場所等の案内板等の整備及び更新の際は、災害種別図記号を使い、標識システムの表示方法に倣い、表示すること。③表示の整備にあたり、以下のⅡの点に留意の上、整備すること。④避難場所等の標準表示方法の周知・普及を図ることに努めていただくようお願いいたしますという内容のものでございます。

参考に、標識のシステム図を皆様にお配りさせていただきました。避難場所等の表示記号については、こんなような形で簡素化されております。

具体的な項目として、Ⅰ避難場所等の表示の図記号について、Ⅱ表示整備等にあたっての留意点。この留意点は、1表示方法について、2設置にあたっての留意点、3夜間視認性の確保。①としてソーラー電源機能など、②蓄光機能、③再帰性反射機能などが確認できるもの。4として地震を起因にして発生した災害への対応を図ると。

大きな項目として、Ⅲ地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知、普及活動の推進、Ⅳとしまして関係府省庁等による取組について事務連絡が都道府県に入っております。当然、八街市にも千葉県より避難場所表示、誘導表示等の標識システムの制定・改正の通達はおありになったと思います。

今後、標識システムの改正に伴い標識の変更、交換等検討されると思いますが、災害が夜間に発生した場合、避難誘導表示に係る暗闇対策が必要であることから、夜間視認性の確保が重要になります。表示、整備等にあたっての留意点としてもとり上げておられます。

本市としては標識の暗闇対策はどのような方式を検討されていかれるのでしょうか。以前にも、私は避難誘導に蓄光塗料が効果を発揮しますよということで一般質問の中でご紹介させていただきましたが、蓄光式標識も含めた検討をされているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の避難場所の表示につきましては、避難場所案内表示板の設置が終了しており、災害時の避難場所を示す図記号「ピクトグラム」につきましては、日本工業規格に制定されております人が円に駆け込む図柄となっております。

また、誘導表示につきましては、誘導標識の設置が有効な方法であると認識しておりますが、設置場所を検討するとともに、設置費、維持費などを考慮する必要があり、すぐに整備することは難しいと考えております。本市の取り組みの1つとして東電タウンプランニング株式会社千葉総支社との広告付避難場所等電柱看板に関する協定締結後、電柱に巻き付ける広告看板の一部に広告主の同意を得て設置された避難場所の案内表示の無償提供につきましては、平成27年度中に交進保育園、交進小学校、松林公民館、中央公民館、スポーツプラザ、八街北小学校に関する案内表示、計16個が設置されております。

今後におきましても、この協定を活用し、避難場所を示す標識を増やしていきたいと考えております。

なお、夜間停電に備え、避難をするために準備する非常持ち出し品には、懐中電灯が必要であることを市民の皆様にも周知するとともに、以前から木村議員のご指摘の蓄光塗料のような発光する素材を使用しました誘導標識の整備につきましても検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。国の方から補助金が出るようなので、その辺のところも精査していただいて検討していただければありがたいなと思います。これからご検討されるということでありましたら、防災に強い街八街市ではございますけれども、さらにそのイメージアップをさせるという取り組みをしていただきたいと思います。東京都もオリンピック・パラリンピックを見据えて電気を使わない看板、エコ看板の導入も検討していると聞いております。蓄光材も加工技術の向上で長時間光るようになってきております。持続時間は720分以上あるそうです。設置が簡単でメンテナンスも要らない、明るさや発光時間の一層の向上も期待されております。ぜひ、時代の先取りとして八街市の防災に対する強い意志表示をしていただきたいと思います。蓄光式標識の導入へのお考えをもう一度伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今お話しいただきました蓄光材を使用した避難場所等の表示、これにつきましては、今お話がありましたように720分の持続時間があるということでもございますし、また耐久性ですとか設置管理が簡単ということもございますので、大変効果があるものだと考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきまして、本当にこれから八街市も安心安全な街として市内外にPRしていければありがたいかなというふうに思っておりますので、

よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

(2) 農薬、除草剤の散布についてお伺いいたします。

春先や秋口になりますと、一斉にあちらこちらで農薬が除草剤が散布されております。私たちの暮らしている八街市は農業を主体とした街です。畑の周りや生け垣に病虫害駆除のための農薬、雑草対策の除草剤散布。いずれも必要不可欠なことだと思っております。

しかし、近年、ペットを飼っている家庭も多く、朝、昼、晩とペットのお散歩ラッシュがあります。この時期になりますと、散歩の後ペットたちに異変が見られます。嘔吐や下痢、けいれん等いろいろな症状が見られております。特定はできませんが、散歩後ペットたちが毛づくろいのために自分の体や足を舐めているのが原因ではないかと思われております。私の家のペットもやはり体調が悪いときがあり、獣医に診ていただいたとき、この時期においては特に注意して散歩するよう指導されました。農薬や除草剤を散布したとき、農薬散布につき注意とか除草剤散布につき立入禁止というような看板を立てていくことはできないのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農薬及び除草剤の散布表示につきましては、学校・病院・公園や住宅地などが隣接するところでは、事前に近隣住民へ周知することや、農薬が飛散しないよう散布時は無風か風の弱いときに行くなど十分な配慮をしていただけるよう農業者に対しまして回覧等を行うとともに、農家組合連合会長会議の中でも注意喚起をお願いしているところでございます。

さらに、JA千葉みらいにおきましても、農薬使用についての講習会を実施しているほか、農薬販売時にも使用方法等について指導を行っているところであります。

また、ヘリコプターによる水稻の農薬散布時には、広報でのお知らせや、防災行政無線による周知とあわせまして、隣接する箇所に農薬散布の表示看板を設置しております。

今後も引き続き、農薬散布を行う農業者の方々へ、散布表示について、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。農家の周辺の路地、裏道等、散布した後、気がつかないで散歩したりする場合がありますので、そういうところも見ただけならなど。

公園など、若い人、お年寄りの憩いの場、子どもたちがいつも遊ぶところ、こういうところを、「きれいに整備された公園、もっと安全に」と言われ、農薬や殺虫剤、除草剤がまかれているようですが、八街市でも公園管理のために農薬や除草剤を散布されているのでしょうか、お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

市で管理している都市公園、児童遊園ということになりますけれども、ここにつきましては、一応5年ほど前から除草剤等の散布は行っていないということでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。そういうところでしたら安全なんですけれども。

お願いになりますけれども、除草剤などの農薬がまかれた後に、注意喚起のために看板を立てていただけるよう、これは行政側から徹底した指導をお願いしたいというふうに思っていますけれども、看板作製の補助も含めた形で、検討していただけますでしょうか。お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

まず、議員さんの質問の回答の前に、農薬飛散による被害の発生を防ぐためにはということで、若干述べさせていただきます。

先ほど市長の答弁でもありましたけれども、学校、病院、公園等の公共施設、また街路樹、住宅地とこれに近接する土地、また住宅地に近接する森林等及び住宅地に隣接していた家庭菜園、市民農園を含む農地の管理にあたっては、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけることが重要ではないかというふうには考えております。

その中で、農薬を散布せざるを得ない場合ということですが、それについては、農薬の飛散防止に努めて、十分な配慮が必要ではないかというふうには考えているところでございます。

そこで、農薬散布ということで、農薬の使用にあたっては、農薬を使用する者が遵守すべき規準を定めた省令ということがありまして、まず1つ目に、人畜に危険を及ぼさないようにすること。また、農作物等の汚染が生じ、かつその汚染に関わる農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。3つ目に農地等の土壌の汚染が生じ、かつまたその汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって、人畜に被害が生じないようにすること。などが挙げられます。

このように使用者の責務として規定されておりますので、注意看板の設置とあわせまして、農業者に、協力を今後強く呼びかけてまいりたいと考えております。

また、看板の作製に対する補助につきましては、今後、検討・研究課題とさせていただきますと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。農薬散布というところかなり広範囲の大規模な作業になってしまうのかなと思いますけれども、本当に路地の生垣等に殺虫剤をまかれると、ペットの犬なんかですとその木のところに体をこすり付けたりするんですね、枝葉に。だから、どうしてもまいた後、知らないで近づくとそういう状態を起こすことがありますので、我々が散歩しているときに、ここはまいているんだな、まいていないんだなというのがわかるような表示があればいいのかなというふうに思っております。そうすれば注意して、我々も散歩させるし、人にも注意喚起を促すこともできますので、そういう意味では看板というのは有効な手段ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、前向きにこれは検討していただければ、あり

がたいというふうに思っています。

次の質問に移らせていただきます。

まちの活性化について。

(1) 企業誘致についてお伺いいたします。

去る5月9日、栃木県足利市に総務常任委員会と経済建設常任委員会での合同視察研修に行っていました。足利市は人口約15万人、面積は約178万平方キロメートルの都市でございます。企業誘致に取り組む姿勢ということで行っていました。

産業的には、明治初期から織物で栄えた町です。昭和に入ってプラスチック・ゴム製品を製造する工場が栄え、現在は、日用雑貨品・電気部品・自動車部品を作る工場が多いようです。市内には12の産業団地がございます。

企業誘致の取り組みといたしまして、企業立地促進制度を施行しております。この制度は企業間の土地取引や立地、創業に係る土地及び建物並びに償却資産の取得に伴い賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額に加え、近年増加傾向にある企業の賃借による立地に伴う賃借料を一定期間補助するもので、中小ものづくり企業の立地を促すものです。

また、市民の雇用を創出するため、この制度に該当した方が、新たに正社員を雇用した場合、一定の就業期間を要件に補助金を交付します。昨今の厳しい雇用情勢を鑑み、市民である新規学卒者を雇用した際には、補助額を上乗せします。さらに、地球温暖化防止や環境保全推進に資する設備等の取得に対しても、一定の補助金を交付します。対象は市内の区域内において事業を行う中小企業者となっております。

今後の八街の発展、元気な八街、活気ある街づくりには、企業誘致は大事な取り組みと心得ます。そのためにも多くの企業に来ていただいて、八街市を盛り上げていただかねばなりません。企業に来ていただける条件も整えねばなりません。

そこで質問いたします。八街にも企業誘致のための企業立地促進制度の制定の計画がおありになるか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、本年4月1日から、企業立地促進助成金交付要綱を施行したところでございます。この制度は、市内において工場等の新設を行う企業に対し、事業の用に供する土地、家屋、償却資産に係る固定資産税納税額に相当する額を助成金として交付することにより、本市の産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的としております。

対象地域は市内全域で、交付要件は、「市内において工場等を有しない者が市内に土地、または借地権を取得し、新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること」、「設置する工場等の敷地面積が1千平方メートル以上であること」、「設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が1億円以上であること」、「設置する工場等で従事する正規雇用者が5人以上であること」を全て満たしている者となっております。

また、交付期間は3年間、対象施設は、製造業の工場、流通加工施設、植物工場、情報サービス業、宿泊業の施設、観光業の施設、自然科学研究所となっております。

なお、今後は、本制度のPRに努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございました。ここでの条件なんですけど、工場設置のために取得投下固定資産額が1億円以上とするのは、今の八街市には非常にハードルの高い設定かなというふうに思っております。

足利市に基本戦略としまして4つございますのでご紹介いたします。

①推進体制の整備、これは企業誘致担当・企業誘致推進本部の設置、事業主体との協力・連携、これは企業振興課というのを設けまして、5人体制でやっているということですが、お一人は地元の金融機関の人だそうです。

②として優遇制度の導入。これは上限がなし、多様なメニュー、北関東屈指（当時）の充実した優遇制度を導入したということです。

③としまして、積極的なPR事業の展開。これは新聞・雑誌広告、ラジオCMなど、幅広くPR事業を実施しましたということですが、TBSの森永拓郎さんというコメンテーターがいますが、この方の番組もPRをしたということでございます。

④サポート体制の確立。立地前の相談から創業までワンストップで対応と、サポートするというようなことです。相談窓口に行って、担当が違うからということで、あちこちに回されるようなことでは、なかなか企業も本腰を入れてきちっと八街に来たいというふうにならないのではないかと。1つの課で、きちっと立地前から創業に至るまで、ワンストップで対応していただくと、こういうことが大変すばらしい取り組みなのかなと。

もう1つ、足利市のすごいなと思ったところがございます。職員全員が営業マンとなって、企業誘致大作戦を繰り広げたことでございます。係長以上の職員で企業への訪問や電話アプローチをしたということです。その他の職員も友人・知人にパンフレットの配布やPR活動を実施していたということです。こういう取り組みは職員だけでできることではありません。行政のトップである市長の強い意志と熱い思いという応援がなければ、なかなかできないことだと思っております。

そこで、北村市長に企業誘致への思いをお聞かせ願いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

本市に立地してくださる企業が増えることは、市民の皆様の雇用の場や市税収の確保、本市の定住を促すことになるなど、本市の活性化につながるものと考えております。

また、企業立地促進助成金制度を開始したことによりまして、本市に興味を持ってくださる企業が増えることは、大いに期待しているところでございます。

もちろん、本制度を開始することで満足することなく、今後も千葉県と連携して、本制度をPRするとともに、私どももさまざまな機会を捉えてPRすることにより、多くの企業が

本市に立地していただけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、八街市の地名等のPRということで、先般もお話をしたところでございますけれども、山田インターチェンジの看板の付け替えということで、今までは東金市と大網白里のみの名前しか載っておりませんでしたけれども、本年の秋頃、八街市の名前も東金、大網白里に含めまして八街も入れてくださる努力をしていただけるということ、NEXC O東日本から聞いております。こうした関係省の努力もいただきながら、八街市のさらなる活性化に努力してまいりたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。いろいろな取り組みを前向きにやっただけという事なので、企業誘致に関してもしっかりとやっただけというふうに思います。

企業誘致に欠かせないのは、工業団地を作ることではないのかなというふうに思いますので、次に、要旨②工業団地についてお伺いいたします。

足利市は、この間の視察のところですが、東武伊勢崎線北千住駅から60分、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから約30分、北関東自動車道足利インターチェンジから約10分、東西に国道50号、南北に国道293号が走り、道路交通ネットワークの利便性に優れています。

八街市においても、本市内には高速道路・有料道路のインターチェンジはありませんが、本市に隣接した形で東関道佐倉インターチェンジ・酒々井インターチェンジ・富里インターチェンジ、東金道山田インターチェンジ、圏央道東金インターチェンジがあります。道路交通ネットワークの利便性では、足利市に負けず劣らず優れていると思われまふ。この交通の利便性を活かし、本市にも工業団地を作ることにはできないものか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

工業団地につきましては、平成4年度から平成5年度にかけまして、八街駅北側地区土地区画整理事業とあわせて整備に向け準備を進めてまいりましたが、企業側との協議がまとまらず、断念した経緯がございます。また、現時点での工業団地整備計画は、今のところございません。

○木村利晴君

ありがとうございます。一応過去にそういう検討をされたということですがけれども、今は企業誘致のための工業団地というのも必要なのかなというふうには、私は思っております。八街市の人口流出に歯どめをかけるには、企業誘致・雇用の創出が欠かせない条件ではないかと思われまふ。本市に隣接するインターチェンジにアクセスする道路の整備を行い、道路ネットワーク等の利便性を高められれば、企業側も来る気になるのではないのでしょうか。諦めないで、どうしたら来てもらえるのか、いろいろな角度、視点を持って臨んでいただきたいと思っております。

コインですけれども、丸いコインですが、これは丸く見えるのでしょうか。角度を変えて見

ると、このコインも四角に見えます。大事なことは、この街をどうしたらいいか、元気のある、活気のある街にするためにどうしたらいいのか。できることをしていく、こういうことが大事ではないでしょうか。迎える側の熱意も大事なことだと思います。ご検討を願えますでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

質問の中にもございましたけれども、八街市には近接するインターチェンジが多くあります。この利便性を活用した地域活性化というのは、重要な課題というふうに捉えております。しかし、八街市単独では不可能なことをごさしまして、隣接する市、町あるいは県とも連携して、整備を進める必要がございます。

このようなことから、佐倉市等近隣の市と連盟で道路整備について要望を行っているところでございます。また、本年4月には、富里市、それから酒々井町、八街市、この2市1町によりまして、酒々井インターチェンジ周辺活性化協議会を設立したところでございます。この経過の中で、アクセス道路の整備を含めて、この道路ネットワークの利便性の向上を含めました、八街市だけにとどまらずその辺の周辺を含めた地域活性化について協議、研究してまいるところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。近隣市・町と今連携して検討しているということなので、非常に期待を持って見せていただきたいなというふうに。

やはり、隣接する道路にアクセスできるように、市内の道路整備を着実に進めていっていただかなくてはいけないかというふうに思っていますので、この辺の計画は単独にできる場所はあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

インターチェンジにつながる単独の市道ということについての計画はございますけれども、市道を延長してインターチェンジの方につながる道路につなげていくというような計画について、近隣市・町とお話をしているところでございますし、また都市計画道路、その辺の佐倉市との連携も含めて整備をお願いしているところでございます。

○経済環境部長（江澤利典君）

工業団地の計画ということだと思いますが、先ほど市長が答弁したとおりで、現在のところ整備計画はないということでお答えしておりますが、しかしながら、企業誘致策については、今言った道路面のハード面とか、そのほかソフト面の両方あるものと認識しております。そうした中で、今後も、本市の財政状況もあるのですが、本市で取り組める企業誘致策について、引き続き調査、検討してまいりたいというふうには考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。本当に前向きにこの計画といいますか、誘致のための事業を止めないで進めていっていただきたいなというふうに思います。やはり、活気ある街づくりには、工業団地、企業誘致、これがすごく大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ前

向きに検討していただくことをお願いいたしまして、この質問は終わりにいたします。

最後の質問になります。

少子高齢化が進んでいる昨今、高齢者の増加に比例し医療費が増加しております。このままでは市も国も財政は破綻してしまいます。高齢者雇用安定法では、65歳以上までの雇用を進めるための措置が義務付けられていますが、実情といたしましては60歳で第一線を退く方が多くおられます。まだまだ働ける方々がたくさんおられます。生涯現役を貫く気持ちで早い時期での社会参加が望まれます。

そこで、シニアエイジの力をいかに発揮してもらえるか。生きがいを持って社会参加できる仕組みが必要と考えますが、シニアの方たちのボランティア活動への支援体制ができないものか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

我が国では、平成37年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、3人に一人が65歳以上、5人に一人が75歳以上となることが予測されております。

高齢期を元気でいきいき暮らしていくためには、高齢者自らが、介護予防、生きがいづくり等に取り組む必要があり、これまでの、「高齢者は支えられる側」としてだけではなく、元気な高齢者には、「支える側」として社会参加をしていただく時代でございます。

一人ひとりの高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、より一層のボランティアの協力が必要不可欠となります。

現在、高齢者に特化したボランティアの活動支援体制は整備されておきませんが、社会福祉協議会におきましては、ボランティアの人材発掘並びに育成に努めており、登録しているボランティアの65パーセントは高齢者であり、手話、点字、朗読、障がいのある方の送迎、絵本の読み聞かせ、おもちゃの修理など幅広く活動されております。

高齢者のボランティア活動支援につきましては、社会活動を通じた生きがいづくりの観点からも、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。本当に少子高齢化とあって、3人に一人が65歳以上ということになってくると、ボランティアの活動自体も、さま変わりしてくるのかなというふうに思っております。

元気でボランティア活動されている方々に、もっともっと楽しく参加していただけるように、頑張っている方たちに、ご褒美として応援ポイントを付けるような取り組みをしたらいかがでしょうか。

去る5月16日、議会運営委員会と文教福祉常任委員会の合同視察研修で小田原市に行つてまいりました。小田原市はアクティブシニア応援ポイント事業を展開しておりました。60歳以上の高齢者を対象に、介護保険施設等で行うボランティア活動にポイントを付与し、年間ポイントに応じて商品と交換するというものです。今は介護保険施設関係でのボランテ

ィア活動に対して行っているが、今後はボランティアの枠を広げていく考えもあるとのこと
です。

本市においては、独自のアクティブシニア応援ポイント事業を立ち上げていかれるどうか、
お考えをお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、平成25年に高齢化率が21パーセントを超え、超高齢社会に突入し、介護を要
する高齢者が年々増えておりますが、その一方、まだまだ元気な高齢者もたくさんおり、さ
まざまな分野で活躍されております。

こうした元気な高齢者が、社会参加や生きがいづくりのため、福祉施設等でボランティア
活動を行うとポイントが付与され、たまったポイントを換金したり商品と交換できる介護支
援ボランティア制度は、平成19年度から始まり、現在、一部の自治体において実施されて
いるところでございます。

一方、ボランティアの原則は、自発的に無償で活動することであり、ポイント制導入につ
いては、意見が分かれるところでございます。

しかしながら、少子高齢化により若者が減っていく時代において、元気な高齢者の力は大き
きなものだと考えております。本市では、現在のところ、介護支援ボランティア制度は実施
しておりませんが、第6期介護保険事業計画期間におきまして、制度導入において調査・研
究をしてみたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。今後検討していかれるということなので、非常に期待しておりま
す。やはり、高齢者が元気に働ける、また頑張れる、そんなことができれば、本当に医療費
負担も大分軽減されてくるのではないかというふうに思っております。

終わりにあたりまして、アクティブシニア応援ポイント事業で期待される効果があります
ので、その効果をご披露させていただきます。

健康寿命の延伸を図る、要介護等の認定者数の抑制がされる、介護給付費・医療費の削減
も図れるということで、生涯現役でいられる元気なシニアをつくっていくためにも、ぜひ前
向きにご検討をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時11分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

報告します。

小山栄治議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は、マイナンバーカード交付の事務について、防災について、交差点改良について、農業振興について質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバーカード交付事務についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの交付が始まりましたが、本市では、担当職員が毎日夜遅くまで仕事をしなければならない状況が続いているようですが、事務内容と、残業が多くなってしまう原因と対策をお聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法に基づき、平成27年11月に個人番号の「通知カード」の郵送が開始され、平成28年1月から、希望者へ「個人番号カード」の交付を開始したところでございます。

通知カードは、市内3万419世帯に発送し、郵便物が返戻されたものは、追跡調査の上、再度発送しており、5月20日現在で、871通が未交付の状況であります。

個人番号カードの交付につきましては、5月20日現在の申請者数は6千668人で、そのうちカードを受領された方は2千145人で、交付率は32.2パーセントとなっております。

この個人番号カードの交付が遅れている要因につきましては、交付に誤りがないように慎重に本人確認を行う必要があることや暗証番号の入力などで、交付までに30分程度の時間を要すること、また、市民課窓口の慢性的な混雑などでございまして、窓口のあり方や職員配置については、検討課題であると認識しております。

このようなことから、個人番号カードの交付促進のために、4月から臨時職員を1名増の3名とし、個人番号カード専用端末を2台から3台に増やしたこと、6月からは、仕事等で平日に来庁できない方のために、第2日曜日をカードの交付日として増やすなど、対応策を講じております。

今後も、市民の皆様にマイナンバー制度に対するご理解を深めていただくとともに、通知カード及び個人番号カードの迅速な交付を行ってまいりたいと考えております。

○小山栄治君

市民部のカード交付事務に関わる職員の、多い人で1カ月何時間ぐらいの時間外があったのか。また、平均何時間ぐらいの残業があったのか、お伺いしたいと思います。また、その原因と対策がわかりましたら、お願いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

本年3月の市民課職員の勤務状況でございますが、3月につきましては、最高の職員で65時間です。それから、市民課職員平均ですと40時間。参考までに、1年前、平成27年3月分で申し上げますと、最高で16時間、平均で10時間という状況でございます。やはり3月ですので、転入転出事務、それに加えてマイナンバー事務、これによりまして時間外が大幅に増加しているというところでございます。

3月にこのような状況がございましたので、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、臨時職員の増員、それから専用端末の増設、こういったことを行いまして、さらに6月からは、第2日曜日にカードの交付を行うというような対応をしまして、迅速な交付に努めております。

○小山栄治君

職員の残業はカード交付以来非常に増えていると、これは数字を見ても明らかになっております。昨年度は16時間ぐらいのものが、多い人で65時間、平均でも40時間だというような時間外があるという事実があります。これは、明らかに人が足りないのではないかと私は思いますけれども、30年にはパスポート事務も本市で始まるようなことも聞いております。

そこで、市長にお伺いしますけれども、市民部でカード発行のほかに、今までの業務と同じような業務をしなければいけないということで、残業時間が非常に増えているということで、人員の確保を何とかしなければいけないと私は思いますけれども、市長の考えをお願いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

大変申し訳ございません。私の方からお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、平成30年にはパスポートの事務がさらに加わってくるということもございます。ただし、マイナンバーにつきましては、今がピークであるというふうに、私どもは認識をしております。6千600人余の方からの申請があったところを、交付できたものが2千100余、残りが4千500程度あるわけでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げた対応によりまして、9月末にはその交付を終えるであろうということで、今現在の1日当たりの申込者数としましては、20人、30人、少ないときには5人程度とか、そういった申請の数でございますので、十分にこなせる数になってくるものというふうに、今のところは受け止めております。

職員配置の件でございますが、市民部の中でも市民課だけではなく、ほかの課でもいろいろな制度改正とかございまして、さまざまな分野で正規職員を必要とされておりますので、それはまた市全体の職員を配置する計画の中で、私ども市民部の必要な人数を要望してまい

りたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。課によって、残業時間が違っているというのはあまり好ましくな
いと思いますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思います。

次に、安全で安心な街づくりについて質問させていただきます。

まず初めに、防災についてお聞きいたします。

自主防災組織についてお伺いいたしますが、自主防災組織の組織率は、平成27年4月現
在、全国は81パーセント、千葉県は59.5パーセント、八街市12.9パーセントで、
印旛郡市の中で最下位です。そうした低い組織率の中、本市では、現在の組織数と補助金の
交付された団体は幾つあるのか、伺います。また、補助金制度の詳細をお聞きいたしたいと
思います

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の自主防災組織の結成状況は、現在、二区、六区、榎戸区、山田台区、朝日区、大東
区、上砂区、希望ヶ丘区、ガーデンタウン区の9地区に11団体結成されております。

また、自主防災組織の体制整備の支援体制としては、八街市自主防災組織整備事業資機材
購入補助金交付要綱を定め、自主防災組織設立による災害時における地域住民による避難救
護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るため、予算の範囲内において、宝くじの社会
貢献広報事業の助成金を財源といたしまして、1組織につき50万円を限度として、平成1
8年度から補助金を交付してきております。

しかしながら、昨年度、この助成金が不採択となったことから、千葉県が実施する、平成
27年度から5年間の適用で、自助・共助の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図るた
め、市町村が実施する事業に要する経費を対象とする千葉県地域防災力向上総合支援補助金
を活用して継続しております。

この補助対象事業は、新たに実施する事業、また以前から実施している事業を拡充して行
う事業を対象としていることから、本市では、要綱を改正し、補助対象資機材の種類を大幅
に増やすなどして、これに対応しております。

なお、これまでの資機材購入補助金の交付状況は、平成18年度、希望ヶ丘自主防災会、
平成22年度、ガーデンタウン区自主防災会、平成25年度、山田台区の山五町内自主防災
会、平成27年度、六区実住地域自主防災委員会、榎戸区自主防災組織会の計5団体、25
0万円の補助金を交付しております。

本年度におきましては、設立後まだ補助金交付を受けていない、六区第2ブロック自主防
災委員会、六区第3ブロック自主防災委員会、上砂自主防災会、大東区防犯・防災会の4団
体への補助金交付を予定しております。

今後も、自主防災組織の設立を促進するとともに、新たに設立された自主防災組織に、防
災資機材の整備に要する費用を支援するため、財源確保に努めてまいりたいと考えておりま

す。

○小山栄治君

ありがとうございます。

自主防災組織に対する県の補助率、これが変わってきて、八街市の持ち出し分も増えているというようなことですが、補助率の推移と、先ほど説明がありました補助対象資機材の増えた資機材はどういうものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

まず、補助率について申し上げますと、八街市では平成26年度まで、先ほど市長から答弁を申し上げましたように、宝くじの社会貢献広報事業として、自治総合センターから交付されます自主防災組織育成助成事業というのを活用しておりました。これは100パーセント補助ということでございますが、これと並行しまして、県の方でも補助制度がありました。これはやはり平成26年度までですけれども、自治防災組織設置促進事業補助金というのもございまして、これは補助率が3分の1ということでございまして、市といたしましては、宝くじの方の事業を活用しておりました。

ただ、平成27年度につきましては、宝くじの方が不採択になったということから、新たに県の方で、名称は変わったのですが、千葉県地域防災力向上総合支援補助金というものができまして、これは補助率が2分の1ということになっておりまして、現在、それを活用して行っておるところでございます。

拡充した資機材につきましては、手元にちょっと資料がございませんが、かなり広範囲にわたって項目として挙げられております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

住民も、普段から地域で自主防災組織などをつくって、行政にニーズを伝えられるようにしていかなければいけないと考えておりますけれども、そこで、八街市は非常に組織率が低いということで、上げる努力が必要だと思っておりますけれども、組織率が上がらない原因と方策をお伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

自主防災組織の組織率がなかなか上がらないと。これは、区への加入率ですとかそういったことも、全体に反映してくるのかなというふうにも感じておるところでございます。新旧住民の混在化ですとか、八街市は昭和50年以降大変人口が増えたという状況もございまして、そういったところで新旧住民の方が混在する中で、なかなか地域の結び付きというのが難しくなっている、弱まってきているというのも、一因ではないかと思っております。

八街市は、これまでもそうですけれども、地震に強い地域ということもありまして、人命に関わるような大きな災害というのはこれまで発生していない。これは幸いなことですが、そういったこともありまして、防災意識というのが、危険な地域から比べると若干低いのではないかと、考えられるのではないかと、このように考えています。

今後につきましては、区長会議ですとか地域へ出向いての職員によるいろいろな説明とか、そういったことも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

よろしく申し上げます。

次に、今年2月21日に、本市では3回目となる防災訓練が実住小学校で行われました。参加した人からいろいろな意見が、私のところに聞こえてきております。

本市でも防災訓練の後、職員間で十分な反省会、また話し合いがされたと思いますが、本市ではどのような反省点があり、今後の防災訓練はどのように行うのか、どういうお考えなのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市主催の防災訓練につきましては、去る2月21日の日曜日に、実住小学校におきまして、学校区内にお住まいの皆様を対象に実施したところでございます。

防災訓練につきましては、訓練を通じて地域住民の防災意識の高揚を図ることを第一の目的としており、各地域で自主的、かつ継続的に訓練が実施されることになるよう、毎年会場を変えて実施しているところでございます。

訓練内容につきましては、初期消火、煙体験、被災者救出、AED取り扱い、応急救護、避難所設置、炊き出し、はしご車による高所救出訓練及び協力企業・団体による展示等を実施する計画のところ、前日の降雨によるグラウンド状態不良のため、屋外での訓練が一部中止となりましたが、実住小学校区にお住まいの皆様366名の参加により実施することができました。

このように市民参加の大規模な訓練は、平成25年度の初回以降、3回目となりますが、運営市職員配置数、準備資材等に一部不足等が見受けられたことから、来年の2月26日の日曜日に予定しております笹引小学校での防災訓練に向け、今後、実行委員会を立ち上げて、協議・検討してまいりたいと考えております。

これまでの経験を踏まえ、防災行政無線に加え、メール等の情報伝達訓練や避難所直行職員による避難所開設訓練を取り入れるなど、市役所職員、防災関係機関、団体及び市民が一体となって、相互に緊密な連携を図りながら実施することにより、災害時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○小山栄治君

防災訓練でも、防災対本部は必要だと考えますけれども、今回、本部は立ち上げられたのか。また、指揮官は誰だったのかわからないという意見がたくさんありましたけれども、誰が指揮官なのか、そういうのは知らせてあったのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

指揮官につきましては、防災課の主幹が務めるということになっていたのですが、なかなか

かそれが周知できていなかったということは、反省材料としてあります。今後はこの点は改善をしてみたいと考えております。

○小山栄治君

対策本部の方は、いかがですか。

○総務部長（武井義行君）

当然、本部というのも、これは皆さんわかる場所にしっかり設置していかなければいけないというふうに考えております。今回、そういったところで本部の設置というものも、今回雨天で急遽室内になったということもございますけれども、今後はその開催場所が室内に変更になった場合でも、しっかり本部を立ち上げて、皆さんにわかるような形で訓練をしてみたいと考えております。

○小山栄治君

この防災訓練の目的が、意識の高揚ということで、そういう目的が主だということで、こういう訓練の仕方でもいいのかと思いますけれども、いざ実際に災害に遭ったときにもっと役立つような訓練、そういうものも私は必要ではないかと思っておりますので、次回の、これからの防災訓練は検討していただきたいと思っております。

次に、今年4月14日、午後9時26分、熊本で震度7の地震が発生し、16日未明に二度目の震度7に襲われ、大きな被害と被害者が出ました。一日も早い復旧と、亡くなられた人のご冥福を祈りたいと思っております。

この熊本地震は、私たちに、防災についていろいろなことを改めて教えてくれました。そこで、熊本地震を教訓とした本市の防災の取り組みについて、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

去る4月14日に発生した熊本地震から1カ月半が経過いたしました。この熊本地震を教訓とし、耐震化など必要な防災・減災対策、消防団員の確保や自主防災組織の結成などの取り組みなどが、唱えられております。

先日、被災地に派遣された県職員6名と千葉市職員1名の活動報告会によりますと、現地の職員は避難所など現場に配置され、応援職員が事実上本部を運営したり、避難所にはマニュアルがなく、応援に入った高知県がマニュアルを持参し運営を支えたこと、現地職員は住民による自主的な避難所運営に難色を示したが、外部専門家が住民に説明し、自主運営が前進したことなどが報告されました。

本市におきましても、避難所直行職員56名を対象に、避難所直行職員の初動対応に関する説明会を5月20日に開催し、避難所運営マニュアルを配布の上、参集基準、避難所開設等についての確認をいたしました。

また、災害時に自治体が被災しても業務が途切れないよう、あらかじめ代替施設などを定める業務継続計画、いわゆるBCPについても、災害時優先業務、職員参集予測などの洗い出しを行うなど、準備をはじめております。

今後におきましても、自主防災組織の結成促進をはじめとする自助・共助の取り組みの促進、防災訓練の充実など、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○小山栄治君

災害時に、自治体が被災しても業務が途切れないよう、あらゆる代替施設などを定める業務継続計画（BCP）について、今年3月末現在、千葉県内自治体の65パーセントにあたる35市町村がつくっていないことが、県の調査でわかりました。

本市では、BCPの計画づくりの準備をはじめめているという答弁をいただきましたが、代替庁舎、首長不在時の代行順位、水・食料の備蓄、重要データのバックアップ等、どのように本市では考えているのかお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今、お話がありましたBCP、業務継続計画ですけれども、これはまた本市では作成されておられません。ですから、今お話がございましたような点も踏まえまして、早急に整備したいと考えております。

○小山栄治君

よろしくお伺いいたします。

次に、本市の仮設住宅を作る場合に、建設予定地となるのは、どこを計画しているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

これにつきましては、八街市の地域防災計画、この中で定めておりまして、その震災編の中の建築物、住宅対策ということで記載しております。それで、応急仮設住宅用地候補地といたしましては、八街市中央公園、榎戸第一児童公園、中央グラウンド、市営住宅追分台団地跡地、それから市営住宅榎戸団地の中の建築物を撤去したところ、これらの中から利便性を考慮して、用地を確保するということになっております。

○小山栄治君

わかりました。

続いて、本市のがれき置場はどこを考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

このがれき置場、これにつきましても、やはり八街地域防災計画の中の震災編の中に掲載されておりまして、置場といたしましては、北部グラウンドを候補地として掲載しております。

○小山栄治君

熊本では、1カ所のがれき置場では置ききれなくて、ほかの場所もつくったということですが、北部グラウンドということですが、ほかの候補もつくっておいた方がいいかなと思います。

続いて、政府やほかの県から届いた物資の集積所が、機能しなかったり、人手が足りなくて山積みそのままだったり、避難した人にうまく物資が行き届かなかったことが起きていたよ

うです。本市においては、そのようなことは大丈夫なのかどうか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

先般の地震でも、物資は届いているが、なかなか被災された方へ届かないという状況があったように聞いております。八街市におきましては、この地域防災計画の中で、物資の集積拠点、これといたしましてはスポーツプラザ体育館を開設することになっております。集積された物資につきましては、ボランティア等の協力をいただいた中で、仕分け作業等を行いまして、輸送業者に避難所等へ供給するというような計画になっております。

○小山栄治君

わかりました。ありがとうございます。

続きまして、交差点改良についてお聞きいたします。

八街の顔とも言える国道409号と県道22号が交差し、八街市にとって一番重要な八街十字路の交差点改良は、早急に行うよう市民からの要望が高まっております。そして、地権者からも、協力するので早く交差点改良をしてほしいという声もたくさん聞いております。

そこでお伺いいたします。八街十字路の交差点改良を望むが、市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街十字路交差点は、国道409号と主要地方道千葉・八街・横芝線の交わる交差点であり、本市を中継、通過する車両等が集中する箇所でもあり、慢性的に渋滞が発生しているところでもあります。

このことから、十字路周辺の市街地に集中する交通を分散、誘導するために県事業として、八街バイパスの整備を進めていただいているところであります。本年度末には、暫定的ではありますが、中央公民館前から国道409号までの間について、供用開始に向けて整備が進められております。

市では、昨年10月にも八街十字路交差点改良を含めて、国・県道の整備による渋滞解消を県印旛土木事務所に要望しております。

市としましては、まず、八街バイパスの早期全面開通に向けて、印旛土木事務所と連携を図り、整備の推進に努めるとともに、八街バイパスの整備効果を踏まえ、一層の安全な道路整備に向けて要望を行ってまいりたいと考えております。

○小山栄治君

バイパスの方は既に見通しはついたかと私は思いますけれども、この事業についての承諾をとることはできないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（河野政弘君）

承諾ということでございますけれども、八街十字路につきましては、国道、県道の交差点でございますので、事業については、あくまで県印旛土木事務所に実施していただくということになります。

現在、先ほど答弁がございましたが、八街バイパスの全面開通を最優先にという中で、八街十字路の改良要望を行っているところでございます。このような中、もし事業とかその辺の中で、必要があれば、県の連携の中で、協議をしている中で、八街市内の事業でございしますので、そういう必要性のある場合には、市の方でも協力して承諾等については行っていくということになると思います。

○小山栄治君

この八街十字路の交差点改良、これはほかの議員からもたびたび出ている問題でございます。そして、市民の皆様からも、早く交差点改良をしてほしいという要望もたくさん聞いておりますので、できるだけ早く実現できるようにお願いをしたいと思います。

次に、この八街十字路のほかに渋滞する交差点が何カ所もありますけれども、時差式にしたことにより、渋滞がかなり解消したところがあり、渋滞緩和には時差式信号は有効だろうと考えます。

そこでお伺いいたします。渋滞箇所交差点の早期時差式信号にできないのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

時差式信号機につきましては、交差点の信号の「赤」になる時間に差を付けることで、右折車両をさばき、渋滞を緩和しようとするものでございます。

市といたしましては、以前から、佐倉警察署を通じまして千葉県公安委員会に他の交通規制とあわせて要望しているところでございます。本年も、時差式信号機への変更として6件の要望を行うため、現在事務を進めているところでございます。

また、一方で、時差式信号が設置された交差点で、先に赤色に変わる側の車両が、右折をする際に、直進車と衝突する事故が全国的に発生していることも事実であり、これを受け、警察庁が、平成20年3月3日付で、時差式信号現示による制御に関する運用指針を新指針として定めたことから、現在、全国的な運用見直しの動きがございました。

しかしながら、交差点改良等が行われるまでの間の渋滞緩和策として、時差式信号機は大変有効であることから、市といたしましては、新たな運用指針に沿った時差式信号が設置されるよう、継続的に要望してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

前から、住野十字路ですけれども、この道路改良ができない、なかなか進まないの、時差式信号を検討しているというような答弁があったと思いますけれども、住野十字路はいつ頃時差式信号になるのか、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

先ほど市長から答弁がありましたように、6件、今回要望するという中に住野十字路も入っているわけでございます。それで、いつそれが実現するかというのは、なかなかまだ具体的に定まっておらないのですけれども、実際に住野十字路は、酒々井のアウトレットモールの

オープン、またインターチェンジのオープン、それとアウトレットモールもまた規模を拡大したということもありまして、交通量の方は着実に増えているところでございます。

ですから、本来ですと、根本的な解消としては交差点改良ということになるのですが、その辺のお願いも含めて、並行する中で時差式信号というのは一定の効果があるということでございますので、引き続き粘り強く、申請、協議というか要望してまいりたいというふうに思います。

○小山栄治君

道路改良が一番いいのはわかりますけれども、それがどのくらいかかるのか、見通しがつきませんので、とりあえず時差式信号で渋滞を解消するというようなことで、できれば、ほかにも6カ所要望が出ているということですのでけれども、住野十字路はまず一番重要な場所として、最初にまずやっていただきたいなと思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、活気に満ちあふれる街づくりについて、農業振興についてお伺いいたします。

去年9月に公布された農業委員会法が改正されました。皆さんに参考資料として配付させていただきましたけれども、4つの大きな改正点ということで、1つ目に農業委員会の事務の重点化、2つ目として農業委員の選出方法の変更、3つ目として農地利用最適化推進委員の新設、4として都道府県農業会議及び全国農業委員会のサポート組織としての機能の強化、これが改正されて、今年4月1日から施行されました。

本市も、来年7月には農業委員の任期が満了となります。来年7月には、改正された農業委員の選出方法が適用されますけれども、そこでお伺いしたいと思います。農業委員会法改正により、本市での改正点と今後の改正手続のプロセスを、お伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

答弁いたします。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法案が、昨年8月28日に可決・成立し、9月4日に公布され、本年4月1日に施行されました。

この法律の主な改正点は、1点目として、農業委員会事務の重点化、2点目として、農業委員会委員の選出方法の変更、3点目として、農地利用最適化推進委員の新設であります。特に、2点目の農業委員会委員選出方法の変更につきましては、現行の選挙制と選任制の併用から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制となります。また、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員置くこととなることから、関係条例を9月定例会に上程する予定で、現在準備を進めております。

関係条例が可決された後、要綱等の整備を行い、本年12月中旬以降を目途に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行い、仮称農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会をそれぞれ開催し、候補者を内定いたします。

なお、農業委員につきましては、3月定例会に人事案件として議案を上程、農地利用最適化推進委員につきましては、新しい委員で開催されます農業委員会総会で委嘱する予定でございます。

○小山栄治君

農業委員会の改革の中の1つ、事務の重点化に、今まで任意事務であった農地等の利用の最適化の推進が必須事務に位置付けられましたけれども、本市ではどのように推進していく計画なのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農業委員会事務の重点化の内容につきましては、従前の農地法等により、その権限に属させた事項のほかに、農地等の利用最適化の推進に関する事務ということで、1つ目に、担い手への農地利用の集積・集約化、2番目に、遊休農地の発生解消、3番目といたしまして、新規参入の促進が、任意事務から必須事務となる予定でございます。

○小山栄治君

農業委員会の情報の公表ということで、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが、新たに法制化されましたけれども、本市においては、どのように公表するのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

ただいまの本市の公表の手続はどうするかということですが、今現在はまだそこまで進んだ事務は行っておりません。

○小山栄治君

わかりました。これから作ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、農業委員と推進委員の定数についてお聞きしますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農業委員につきましては、国の指針では、現行の半分程度ということで、11名を予定しております。農地利用最適化推進委員には、現在のところ、地元に基づいている人を選任することとなることから、現行の農業委員の地区割の人数であります18人を予定して、現在進めておるところでございます。

この予定定数につきましては、5月に行いました農業委員会、協議会、運営委員会及び農業委員総会にて協議をしていただき、承認していただいたところでございます。

○小山栄治君

市長が議会の同意を得て任命するというところに、農業委員はなっておりますけれども、推薦、公募で候補者が多くなった場合、先ほど11人というお答えをいただきましたけれども、11人よりも候補者が多くなったときはどのようにするのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

オーバーした場合ということですが、市長・村長及び農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合、そのほか必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取、その他の任命過程、または委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するた

めに、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとなっていることから、仮称農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会をそれぞれ設置して、開催し、選出する予定で、現在検討しておるところでございます。

○小山栄治君

評価委員を選任して、そこで選ぶというようなことですが、これは何人ぐらいの評価委員がいて、それはそこだけで判断するのか、また増えた候補者の面接をしたり、そういうこともするのか、その辺についてお伺いします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

現在、農業委員は検討中でございますけれども、メンバー的には市部局から経済環境部長、または総務部長、また農業関係団体などの農家組合連合会等から委員さんを選出するよう想定しております。

また、面接等につきましては、今後の課題となろうかと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

これは、選考に関しては公開をする予定でしょうか。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

まだ決まってはおりませんが、公開する予定で進めたいと思っております。

○小山栄治君

できれば公開をして、誰でもがはっきりわかるような選出方法をしていただきたいと思います。

それから、次の質問ですが、過半数は認定農業者でなければならないとなっておりますけれども、過半数に認定農業者がならなかった場合、その辺はどのようにするのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

認定農業者が過半数に満たない場合の対応につきましては、区域内の認定農業者が農業委員の定数の8倍を下回る場合においては、例外規定が適用されますが、八街市の場合は3月末現在、認定農業者が207人おり、18.8倍となりますので、例外規定は適用外となりますので、推薦、募集期間の延長、農業者及び農業者が組織する団体、その他の関係者に対して積極的に働きかけることとなります。それでもなお定数を満たすことが困難な場合には、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の適当と認める者の中から、農業委員は市長が、また推進委員は農業委員会が委嘱することとなります。

○小山栄治君

農業委員と推進委員の女性と青年、これはぜひ入れてほしいなと思っておりますけれども、これは何人という枠組みはできないと思っておりますけれども、何人ぐらいがいいと考えているのか、考えだけでもいいですので、お聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

現在、女性農業委員は1名おります。おりますけれども、今回の制度によりまして、市長・村長は、農業委員の任命にあたっては、年齢・性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないとなっております。

今現在ですと、私の方といたしましては、委員会といたしましては、最低でも1名、または2名の確保をしたいところがございます。また、公募にあたりましては、この点を踏まえ、考慮してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

できるだけ複数の人になっていただいた方がいいと思いますけれども、これも女性、また若い青年層、そういう層もきちんと配慮に、年代が偏らないように、先ほどの答弁にもありましたけれども、お願いをしたいと思います。

それから、農業委員と推進委員ができるわけですけれども、この農業委員と推進委員の連携や会議等の開催方法、これはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農業委員は、総会で農地の貸借、売買の許可、決定等及び農地転用許可への意見を出すこととなります。

また、農地利用最適化推進委員は、担当地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。現場活動を総会で審議に反映させることとなることから、総会については推進委員も全員参加し、意見等を述べるような運営を、現在検討しております。

○小山栄治君

うまく機能するように、お願いをしたいと思います。

それから、農地中間管理機構と農業委員会の連携、これが大切になってくるわけですけれども、現在、農地中間管理機構は農政課が窓口で行っておりますけれども、農業委員会との連携を深める中で、農地中間管理機構と農業委員会の連携はどのように行う考えなのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農地中間管理機構と農業委員会の連携ということですが、担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を進めるためには、推進委員と農地中間管理機構が互いに連携し、地域の農業者、地権者等の話し合いの推進や、出し手の掘り起こし等を行うことが重要であることから、推進委員はその活動を行うにあたっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないと規定されたところがございます。

推進委員は、耕作放棄地の発生防止、または解消のプロセスとして、毎年1回、担当地区の全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地所有者などに利用の意向の確認等を行い、所有者等の意向も踏まえて農地中間管理機構との連携し、担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行います。また、農業委員会は、所有者等への意向調査や中間管理機構との協議などを行うようになります。

○小山栄治君

今回行われます農業委員会制度改正は、農業委員会が、その主たる使命であります農地利用の最適化をよくするために改正されたものですので、ぜひ、八街市においてもうまく機能するようにお願いをしたいと思います。

次に、緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々と交流をし、その自然・文化・生活・人々の魅力に触れ、農村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動、グリーン・ツーリズムは、八街市では重要な方策だろうと考えます。

そこでお伺いたします。本市のグリーン・ツーリズムの普及啓発についての考えをお聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、八街市観光農業協会主催によるブルーベリーの摘み取り体験や落花生の掘り取り体験を実施しているほか、会員の農園においては、年間を通じて個々に農作物等の収穫体験を受け入れているところであります。

さらに、昨年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用して、都市部等の住民と農業生産者との交流を図る農業体験ツアーや農業体験インターシップ事業を実施したほか、市内の農園や落花生販売店を紹介した観光用パンフレットを作成し、本市のPRにも努めたところであります。

本年度におきましても、引き続き農業体験ツアーや農業体験インターシップ事業などを実施するほか、八街市観光農業協会では、新たに落花生に特化した収穫祭を市内で実施する予定で、現在、関係者との協議を重ねているところであると伺っております。また、民間施設ではありますが、小谷流の里ドギーズアイランドにおいては、農産物直売所を設置したい旨の考えがあると伺っております。

本市の豊かな自然、文化、農業の魅力を紹介するとともに、人々の交流を図ることができるグリーンツーリズムの普及促進につきましては、本市の観光資源として、今後さらに努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

農業インターンシップの本年度の計画をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○経済環境部長（江澤利典君）

農業体験インターンシップ実施方法ということでございますけれども、昨年度から開始いたしました事業でございます。農業への就農を真剣に考えている方を対象に、参加者の募集を行ったところでございますけれども、中には、単に農業体験だけの考えで参加した方もいるということも聞いております。また、1泊2日の実施では、本来の目的である就農へのきっかけづくりに結び付かないのではないかという意見もございました。

本年度は、その辺のアンケート関係も十分考慮にしながら、月に1、2回程度、実習農家まで足を運んでいただいて、播種から収穫までの栽培体験をしていただく中で、新規就農者の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

この農業インターンシップ、ぜひ八街で就農してもらえそうな形をとっていただきたいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、グリーンツーリズムを推進する上で、ほかの市町村では、グリーンツーリズム推進協議会というような組織をつくって推進をしているというところもありますけれども、本市でもグリーンツーリズムを推進するために、推進協議会のような組織を立ち上げて推進を考えたらいかがかと思っておりますけれども、どのように考えるか、お伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

グリーンツーリズムの協議会ということでございますけれども、都市の人々が農村漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農村生活や農林漁業体験を通じて、地域の人々と交流したり、川や海、田園景観など、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動を推進するということで、その体験活動を企画運営する協議会の設置をしている自治体も、全国でございます。

そうした中で、今後、そのような先進的な取り組みを行っている団体等を参考にして、千葉県は三方を海に囲まれているということで、グリーンツーリズムということではなく、グリーンブルーツーリズムというような形で進めている県でございますので、その辺の推進について、今後、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○小山栄治君

八街に来て、ゆっくりと滞在できるようにお願いしたいと思います。

時間もありませんので、最後の質問にしますけれども、インバウンド、いわゆる訪日外国人が、2020年の東京五輪・パラリンピックを控えて増える中、農家に民宿して農業体験を楽しむグリーンツーリズムへ呼び込もうという動きが、盛んになってきております。

本市も外国人の受け入れ体制を整えて、八街市の魅力を広くアピールする絶好の機会だと思いますけれども、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

2020年の東京オリンピック・パラリンピック、それを1つの機会としてということで、外国人を八街に呼ぶ計画はということでございますけれども、2020年の東京オリンピックにつきましても、先日、アメリカ陸上チームの事前キャンプを千葉県内で行うということで、千葉県、成田市、佐倉市、印西市などが合意した旨の報道があったところでございます。

今後、千葉県などの動向にも注視しながら、八街市で取り組めるものがございましたら、その辺を積極的に八街ならではのということで取り組むものがございましたら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

私の質問は終わりますけれども、丁寧な答弁を大変ありがとうございました。これで私の

質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時11分)

(再開 午後 3時21分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

山口孝弘でございます。

本日最後の質問者となりますので、明快なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項1. 埋め立て・盛り土等に関する問題について。

違法な埋め立て等の行為や廃棄物の不法投棄、改良土や再生砂の埋め立て行為などによる土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害が、全国各地で問題視されております。特に改良土や再生砂による埋め立て行為に対しては、現状の法律や条例で規制することはなかなかできない形になっており、止めることができておりません。

お隣の東金地先になりますが、八街と東金の境の谷津田になっている箇所も当初、業者が2年間、1日トラック30台もの残土を入りたいとのことで、東金の残土条例に基づきまして、住民の8割の同意、隣接する土地所有者の100パーセントの同意を求めようとしたしましたが、住民の同意は得られず、現状の法律や条例で規制できない改良土による埋め立て行為であれば、住民の同意は全く必要はなく、県への書類提出で済んでしまうため、それに向けて動き出そうとしておる現状でございます。

八街でも同様の被害がいつ起こるかわからない現状であり、早急に規制をかけるべきだと、私は思います。安心安全を守るためにも、ゲリラ的不法投棄の発生や改良土の持ち込みなど、条例の盲点を突いた行為について、八街市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

不法投棄の発生防止としましては、不法投棄監視員を設置しており、市内全域を20の区域に分け、監視並びにパトロールを行っております。また、専門の警備会社への委託として、週末の夜間に指定した箇所の監視並びに市内全域のパトロールによる巡回をしており、今後も監視体制は引き続き継続してまいります。

また、改良土につきましては、二次製品としての扱いとなることから、八街市土地の埋立等及び土砂等の規制に関する条例の砂等には該当しておりませんが、今後、他市町村の動向

を踏まえ、調査・研究してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

今後、他市町村等の動向を踏まえるということでもございました。既に情報収集も多々しているのではないかとこのように思いますが、他市町村の動向はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

他市町村の状況ということでもございますが、近隣では、四街道市のみが、昨年4月より四街道市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の中で、「特定事業が改良土、土砂等であって、セメントまたは石灰を混合して化学的安定処理をしたもの」ということの使用するものでないこと」というふうに規定しております。

また、佐倉市におきましても、改良土の搬入については規制をかけるため、現在、担当課で調整中だというふうに聞いております。今年度中に条例の一部改正を行いたいというふうに聞いているところでございます。

○山口孝弘君

先ほど佐倉市は今年度中という話で、お隣の山武市であったり、あと多くの市町村で、この問題に対してかなり動きが出てきているという情報は、私の耳にも入っております。

この各市町村の動きの中でも、県に対しての要望も、動きが活発になってきているという話も伺っております。県の動き、千葉県の動きは、どのように今動いているのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

現在、県では、環境生活部廃棄物指導課残土対策班というところで、再生砂、再生土については、今のところ条例がなく、現在は2次製品の取り扱いで対応しているということは聞いております。

また、その再生土等の埋立等に係る行政指導指針（案）ということで、平成28年5月24日から6月22日までの期間を設けて、意見等を今募集しており、今後、制定していくというような方向で考えているということでもございます。

○山口孝弘君

県の方も1つ1つそういう動きを見せているということは、やはり、この問題に対しては大変重要な問題であると。千葉県としても、各市町村としても、なかなか止められないという現状を、何とか打破しようという動きの1つだというふうに私は思います。

ですので、もう他市町村はほとんど動いているという現状を、八街市もしっかり把握しているわけですから、安心・安全を守るためにも、条例の改正を踏まえて、早急に規制をかけていただきたいというふうに、強く要望させていただきますので、ぜひともよろしくお伺いをいたします。

次に、質問事項2、八街市役所庁舎の耐震化についてお伺いをいたします。

まず初めに、熊本地方を中心に発生した地震によりまして、多くの方が犠牲となられました。心から哀悼の意を表するとともに、一日も早い終息と復興をお祈りいたします。

皆様もご存じであると思いますが、熊本県宇土市の市役所本庁舎は、震度6強の影響で、鉄筋コンクリート造5階建ての建物の4階部分が押し潰されて、崩壊寸前になるということが起きました。その本庁舎は、約50年前に建てられまして、十数年前の耐震試験で、「震度6や7の地震には耐えられない」という結果が出ており、財政上の理由から建て替えを先延ばししていたということでございます。防災の拠点としても絶対あってはならないことでありまして、八街市といたしましても、教訓としなければならないというふうに思っております。

そこで、八街市役所庁舎の現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先般、熊本・大分で発生した地震で庁舎が倒壊した自治体のあったことを踏まえ、本市におきましても、いまいちど庁舎の耐震性について、確認することといたしました。

その結果、第2庁舎につきましては、昭和38年に竣工し、昭和40年頃と昭和54年に増築を行っていますので、設計・施工が昭和56年以前の旧耐震基準のため、耐震診断を行う必要があったことから、平成12年度に耐震診断を行い、一部耐震基準を満たしていないとの診断結果が出ていることを確認いたしました。

また、第1庁舎につきましては、昭和56年12月竣工のため、新耐震基準で設計されていると認識されていましたが、実際に設計されたのは、改正以前の昭和55年だったため、建築確認申請時に提出された構造計算書の内容を構造専門の一級建築士に精査してもらった結果、新耐震基準では設計されていないことが判明いたしました。

旧耐震基準で建てられた建築物については、耐震診断を行う必要があり、診断の結果、耐震性能が基準を満たしていない場合には、防災拠点としての安全性を確保するためにも、耐震補強工事を行う必要があると考えております。

なお、第3庁舎、第4庁舎、第5庁舎、総合保健福祉センターにつきましては、昭和56年改正の新耐震基準で設計・施工が行われているため、現行の耐震基準は満たされていると考えております。

○山口孝弘君

今後の耐震化に向けた計画についてお伺いしたいと思いますが、やはり、今の現状を踏まえて行っていくと思います。今後の計画をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第1庁舎につきましては、耐震診断業務の委託料を、本議会上程の補正予算に計上したところであります。予算が確保されましたら、直ちに入札準備に取りかかり、早期に契約を締結し、今年中に耐震診断業務を完了したいと考えております。

第2庁舎につきましては、一部耐震基準を満たしていないとの判定結果を踏まえ、また、竣工から53年が経過しており、老朽化も進んでいることから、耐震補強工事を行わず、現在第2庁舎の全ての課等を既存の庁舎等に移動する計画を立てているところであり、できるだけ早い時期に全ての課等の移動を完了し、その後、解体する方向で計画したいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

第1庁舎におきまして、診断の結果、耐震の性能が基準値を満たさなかった場合、早急に耐震補強工事を行う考えなのか、すぐさまに行う考えでいるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

この庁舎につきましては、防災拠点という位置付けもございます。ただいま市長から説明申し上げましたように、補正予算を今回計上させていただきました。この予算を確保して耐震診断、これにつきましては、できましたら年内までには報告が上がるようにしたいと考えておまして、その結果、耐震不足ということが発見されましたら、これは直ちに耐震補強に対する対策、まず設計等が必要になると思いますけれども、そういった予算計上を含めまして、早急に対応したいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひともそのようにしていただきたいと思います。

第2庁舎に入っている課を既存の庁舎にできるだけ早いうちに移動するとのことでありましたが、できるだけ早い時期というのは、なかなかちょっとわからないところでありまして、いつ頃までを想定として考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

できるだけ早いというのは、なかなかちょっと具体的な表現ではないですが、できることから順次行っていきたくて考えておりますし、最終的にも来年度末には、全ての移動が完了するようには行っていきたくて、来年度末までには全てが移転できるようにというふうに考えています。

○山口孝弘君

来年度末とは言わず、なるべく早い時期に、それより早い時期に移動できるように、ぜひとも調整をしていただきたいというふうに思います。

第2庁舎の解体を行うということですが、この解体については、時期についてどのように予定されているのか。また、第1庁舎の耐震補強工事が入った際、同時期に行う予定なのか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

まず、第2庁舎の解体工事ですけれども、これは移転が完了しましたら、直ちに解体の準備に入れるようにとは考えております。

また、この第1庁舎につきましては、ほかに執務室を確保するということが、これは困難で

ございますので、執務をしたままできる工法というものを選択してまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

もちろんそのようにしていただきたいというふうに思います。

まだまだ先になってしまうかもしれないですが、第2庁舎の解体後の跡地については、まだお考えはないでしょうか。もしあればお伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

具体的な計画というのは、現在持ち合わせておりませんが、まず市民の方、それからそこで執務している職員の安全をまず確保しなければいけないということで、まずその移動、それから解体というものを第一というふうに考えております。その後、解体工事というものがある程度めどが立ちましたら、プロジェクトチームを立ち上げて、その中で当然市民の方の利便性ですとか職場環境、財政状況とかいろいろございますけれども、そういったものを加味しながら、また議員の皆様にもいろいろとご意見を伺いながら、計画をつくってまいりたいと考えています。

○山口孝弘君

本当にできるだけ早い時期に、防災拠点としての安全性をぜひとも守っていただきながら、この八街市民の命を守り、そして市職員の命を守る上でも、できるだけ早い対応をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、質問事項3、企業誘致と雇用確保について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、以前に企業誘致と雇用確保の観点から質問をさせていただきました。移住・定住、人口減少の観点からも八街市の税収を確保する上でも、働く場所の確保は八街市にとって非常に大きな問題でございます。工業団地がなくても八街市の熱い思いにひかれて、たくさんの企業が進出できるような努力が必要だというふうに考えておりますが、そこで、企業誘致と雇用確保の今後の考えについてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

企業誘致施策につきましては、個人質問3、誠和会、木村利晴議員に答弁いたしましたとおり、企業立地促進助成金交付要綱を、本年4月1日から施行したところでございます。

この制度は、市内におきまして工場等の新設を行う企業に対し、事業の用に供する土地、家屋、償却資産に係る固定資産税納税額に相当する額を助成金として交付することにより、本市の産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的としております。

対象地域は市内全域で、交付要件は、「市内において工場等を有しない者が市内に土地、または借地権を取得し、新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること」、「設置する工場等の敷地面積が1千平方メートル以上であること」、「設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が1億円以上であること」、「設置する工場等で従事する正規雇用者が5人以上であること」の全て

を満たしている者となっております。

また、交付期間は3年間、対象施設は、製造業の工場、流通加工施設、植物工場、情報サービス業、宿泊業の施設、観光業の施設、自然科学研究所となっております。

なお、正規雇用者が5人以上であることが交付要件に含まれていることから、雇用の創出につながるものと考えております。

○山口孝弘君

北村市長のリーダーシップによりまして、早期に、企業立地促進助成金を設置していただきまして、本当にありがとうございます。

この助成金を活用して、多くの企業の進出を期待するところではございますが、では、この助成金の内容を読み解いてみますと、実際、八街市の立地に合うのかなという点も、正直でございます。

それは、市内において新設を行う企業に対しての限定という形になっております。八街市はご承知のとおり農業振興地域でありまして、農地に対してたくさんの網が張られております。農振法等々を外すのが難しい。また工業団地もないという中で、スピードを求める企業に対してのニーズに対応できるのかが、大変心配されるものであります。

それで、八街市の立地を考えるのであれば、新設でなくても既存の建物を改修して来ていただくのが、一番理にかなっているのではないかというふうに、私は思います。

また、それとあわせて、企業側から考えますと、雇用に対する助成制度の創設というのもつくっていただければ、かなり働きやすい環境も作ることができるのではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

企業誘致と雇用の確保の今後の考え方ということでございますけれども、本市で取り組める企業誘致策につきましては、引き続き調査・研究に努めてまいりたいと考えているところでございますけれども、今、山口議員が申しましたように、その中で、既存の建物の再利用あるいは雇用の助成、他市町村を見ますと雇用促進奨励金という、そういう制度も設けております。そうした中で、雇用の助成についても取り入れられるかどうか、今後あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、このことも検討材料に入れていただきまして、八街の現状に沿った形で進めていただきたいと思っております。

いい助成制度をつくった、そういう制度をつくったとしても、最終的には、企業側に伝わらなければ、ぜひ八街市に来てくださいという思いが伝わらなければ、意味がない制度になってしまいます。その点も含めまして、しっかりとこの熱意を伝える八街市の努力も、しっかりと見せながら、今回つくった制度を活用して来ていただけるよう、市のご対応を、ぜひともお願いを申し上げます。

次に、質問事項4、住みやすい街について質問をさせていただきます。

公共バスの利用促進と不公平感の解消の観点から質問をさせていただきます。

市内に走る公共バスは、我々の生活に欠かせないものでございます。多くの方に利用していただきたいと心から感じます。しかしながら、近年の状況を見ますと、乗降客数は減少傾向にあるというふうに伺っております。何としても打開策を見出さなければならないというふうに私は感じております。

高齢者の方は、年齢とともに運転ができなくなります。また、小学生におきましては、学校が遠方だとバスを利用せざるを得ない現状にございます。一人1カ月2千円から4千500円ぐらいかかっていると。年間を通じて約5万円の出費をしている現状であるというふうに伺っております。また、3人子どもがいらっしゃる家庭においては、年間15万円ぐらい出費をしているというふうに伺っております。

さらなる公共バス利用促進と不公平感の解消のためにも、高齢者や通学に公共バスを利用する際の補助制度の創設ができないのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の公共交通バスにつきましては、民間路線バス会社である千葉交通株式会社の運行する住野線、ちばフラワーバス株式会社の運行する八街線、八街循環線、千葉線、九十九里鐵道株式会社の運行する八街線、そして本市のコミュニティバスである「ふれあいバス」の5路線がございます。

ふれあいバスについて申しますと、運行目的の1つに、高齢者や子ども等の交通弱者対策がありますが、現在、ふれあいバスの運賃に高齢者や通学利用を対象とした補助制度はなく、1回の乗車につき大人は200円、小中学生は100円という民間路線バス会社と比較すると安価な運賃設定とするほか、10回分の料金で11回乗車できる回数券、大人400円、小・中学生200円で、1日乗り放題の自由乗車券により対応しているところでございます。

また、ふれあいバスに対する運賃補助制度ではありませんが、平成28年3月に策定しました「八街市地域公共交通網形成計画」では、高齢者等を対象としたタクシー利用の助成制度として、グループタクシーを提案しております。この制度は、自動車を利用できない高齢者等の移動を確保するために、路線バスやふれあいバスにかわる移動手段として、高齢者等がグループでタクシーを共同利用する際に、支払う運賃の一部を助成する制度でございます。

本年度におきましては、昨年度策定いたしました「八街市地域公共交通網形成計画」の実施計画にあたります「八街市地域公共交通再編実施計画」を策定し、高齢者の移動手段の確保、補助についても検討してまいります。

また、ふれあいバス通学者を対象とした一般的な補助制度としては、通学定期券の発行も考えられますが、現在、ふれあいバスでは定期券の発行は行っておりません。平成27年9月に実施いたしましたふれあいバス利用者調査では、平日利用者の約50パーセントの方が週3回以上利用しているとの結果も出ており、定期券の需要が一定程度あるものと考えられますので、今後、コミュニティバスの定期券を発行している先進自治体の事例等を研究いた

しまして、導入の可能性についても検討してまいります。

なお、民間路線バスにおける高齢者や通学補助につきましては、今後、民間路線バス会社が構成員となっている「八街市地域公共交通協議会」や関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

前向きなご答弁ありがとうございました。高齢者のグループタクシーを考えているということで、ぜひとも実現していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

子どもたちに関しましては、定期券等々の導入も検討ということではありますが、子どもたちに対して、毎日どれぐらいの子どもたちが公共バスを利用しているのかということも疑問に思っております。今の現状等がわかりましたら、お伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

教育委員会からお答えさせていただきます。

何人ぐらいの子どもたちが該当しているのかということでございますけれども、現在の持っている資料は、ほかの部署で調査しました平成26年度の状況ということで、よろしいでしょうか。

市内小学校で80人の子どもたちが、ふれあいバスあるいは路線バスを使って通学しているという状況にあります。

○山口孝弘君

約80名の子どもたちが利用しているということで、結構使っている方が多いなど。やはり、バスがあることによって、通学が可能になっているというふうに感じます。

この子どもたちに関しては、今後、先ほど市長の答弁がありましたけれども、定期などの補助を考えておられ、大変ありがたいなというふうにございます。

また、子どもたちはどのような基準で、各学校でバス通学が認められているのかということの、その規準を知りたいのですが、その辺についてわかるでしょうか。お伺ひいたします。

○教育次長（村山のり子君）

通学バスの利用許可というところでございますけれども、まず、小学校への通学にバスを利用するということですが、遠距離から通うほか、身体的な理由を含めまして、子どもたちの状況がそれぞれ異なりますので、学校長が保護者と十分協議した上で、学校長が認めているというところでございます。

○山口孝弘君

わかりました。学校長が認めているということは、もちろん教育委員会も認めているという認識でよろしいですね。

教育委員会としての今後の考えも含めて、この通学という、定期の補助なども考えているとのことですが、その今後の考えも含めて、教育委員会としての考えもお伺ひできればというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（村山のり子君）

今後のことということでございますけれども、バス通学に対しまして、補助制度につきましては、現在のところ考えておりませんでした。ですが、今後、教育委員会といたしまして、十分調査した上で研究してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

ぜひとも検討していただきたいと思いますが、教育委員会側から相談等があった場合は、総務部長、ぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務部長（武井義行君）

先ほどもお話をしましたが、本年度、八街市公共交通再編実施計画を策定いたします。その中で、子どもたちの利用がかなり多いということでございますけれども、ふれあいバスを利用する子どもと民間の路線バスを利用する子ども、両方いらっしゃいますので、当然同じような、できれば対応というか、ということで、民間のバス会社を交えた中で、当然教育委員会にも入っていただいた中で、この実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

この補助制度に関しましては、子育て支援、そして福祉の向上、移住・定住にもつながるというふうに感じます。教育委員会が企画政策課と連携をぜひとも密にさせていただきまして、対応していただき、その補助制度が早期実現することを要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日4日から5日の2日間は、休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。6月4日から5日の2日間は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月6日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(延会 午後 3時58分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件